

防災計画について



**内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災計画担当）付**

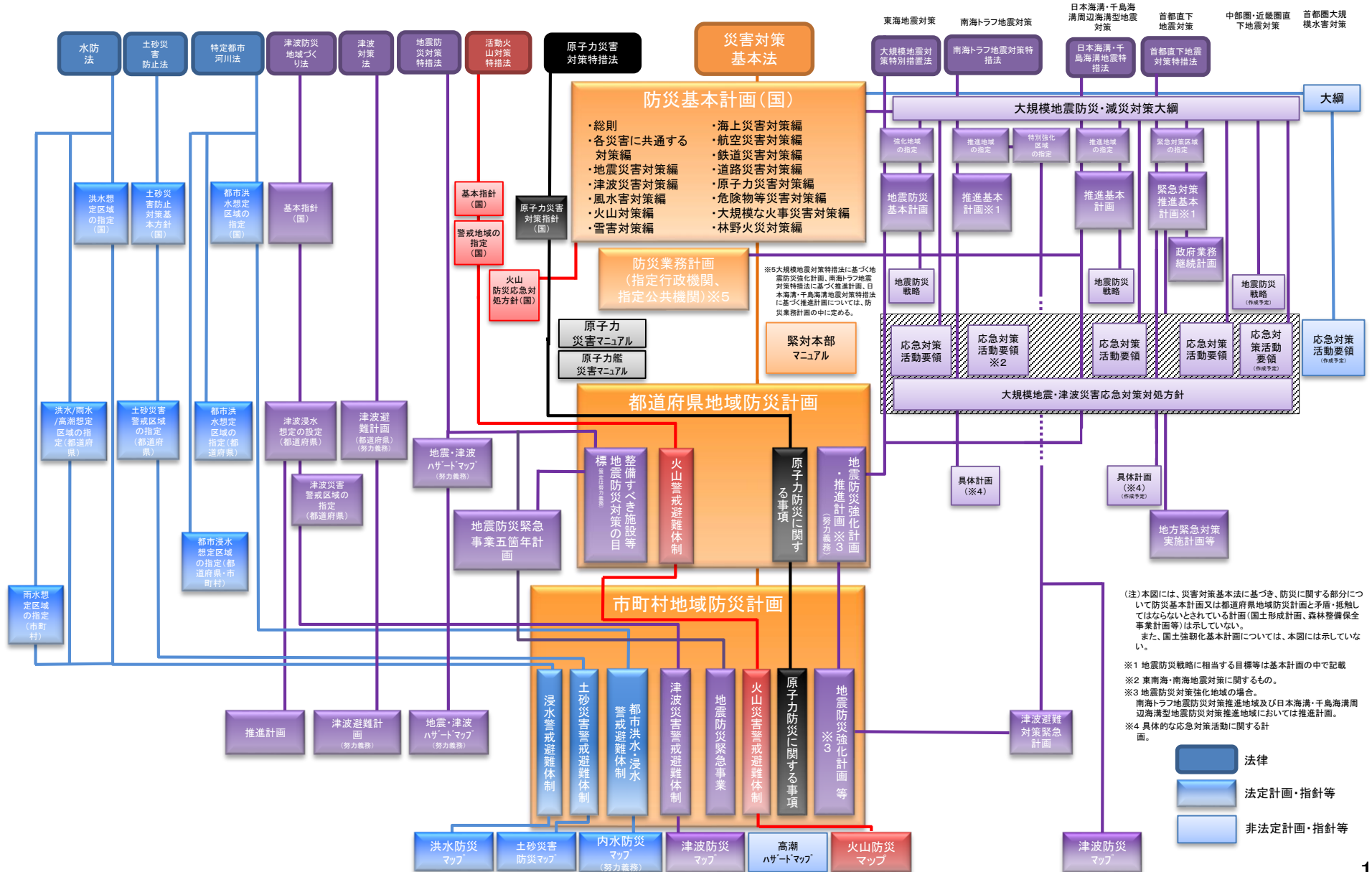


1. 防災基本計画等について	1
2. 地域防災計画について	24
3. 地方公共団体の業務継続計画について	28
4. 地方公共団体の受援体制について	35
5. 南海トラフ地震防災対策推進基本計画について	40
6. 首都直下地震緊急対策推進基本計画について	51
7. 政府業務継続計画（首都直下地震対策）について	62
8. その他の取組について	68

1. 防災基本計画等について

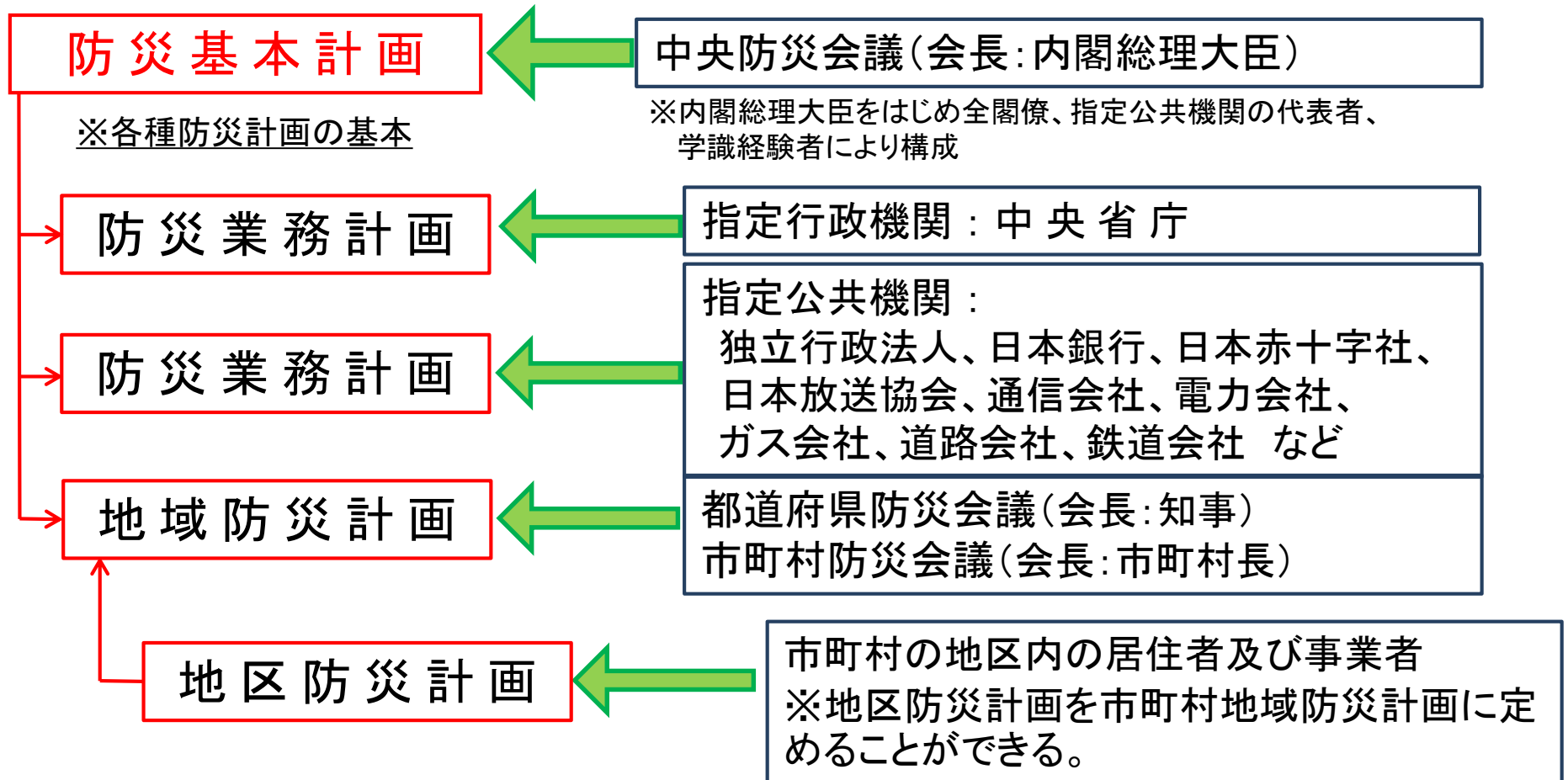
国・地方における防災計画の体系

○災害対策基本法に基づく防災計画体系のほか、個別法に基づく地震対策のための計画体系や、ある災害に特化した地域防災計画に記載すべき事項を定めた個別法が存在



防災基本計画について

- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、**中央防災会議が作成する計画**で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は**防災業務計画**を、都道府県・市町村防災会議は**地域防災計画**を、居住者及び事業者は**地区防災計画**を作成



防災計画に関する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定①

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 防災に関する総合的かつ長期的な計画

二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

一 国土の現況及び気象の概況

二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況

三 防災業務に従事する人員の状況

四 防災上必要な物資の需給の状況

五 防災上必要な運輸又は通信の状況

六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第三十七条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置

二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

防災計画に関する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定②

(指定公共機関の防災業務計画)

- 第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- 2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県地域防災計画)

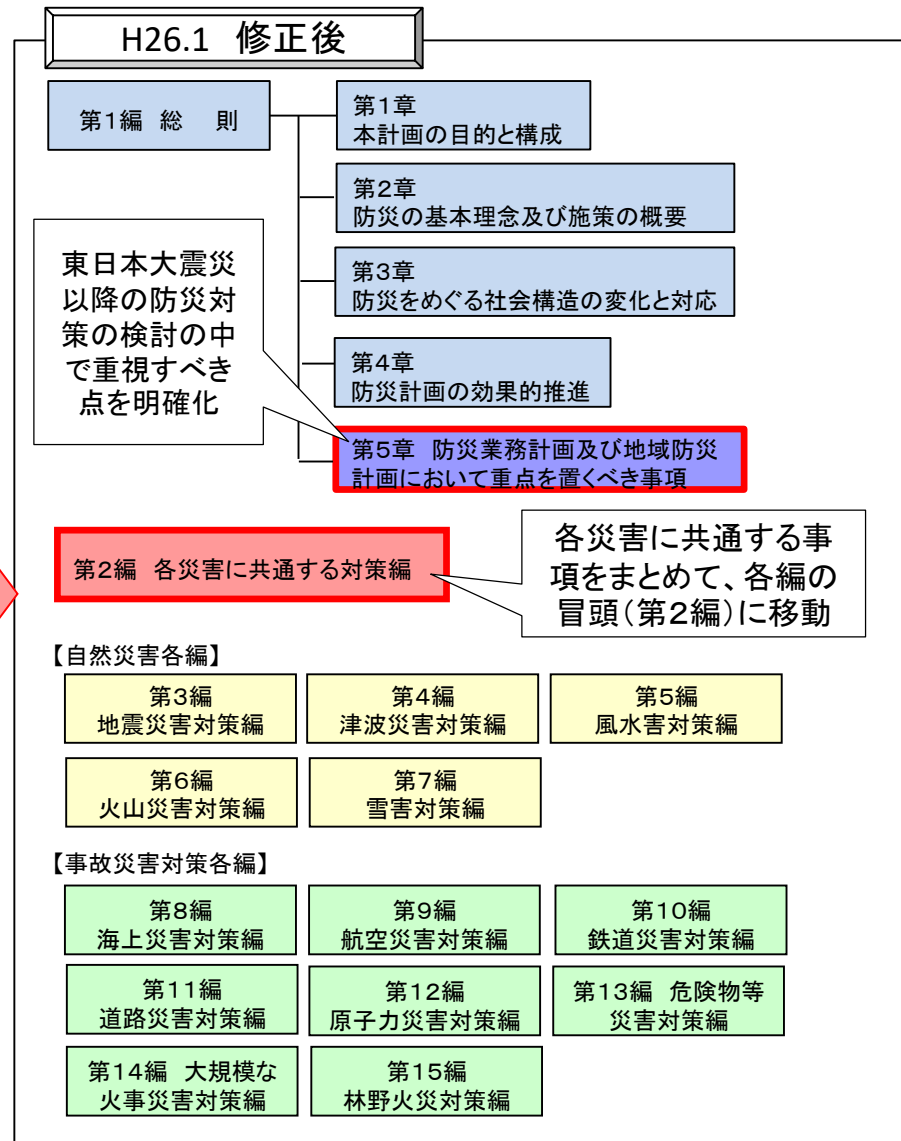
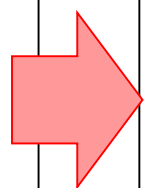
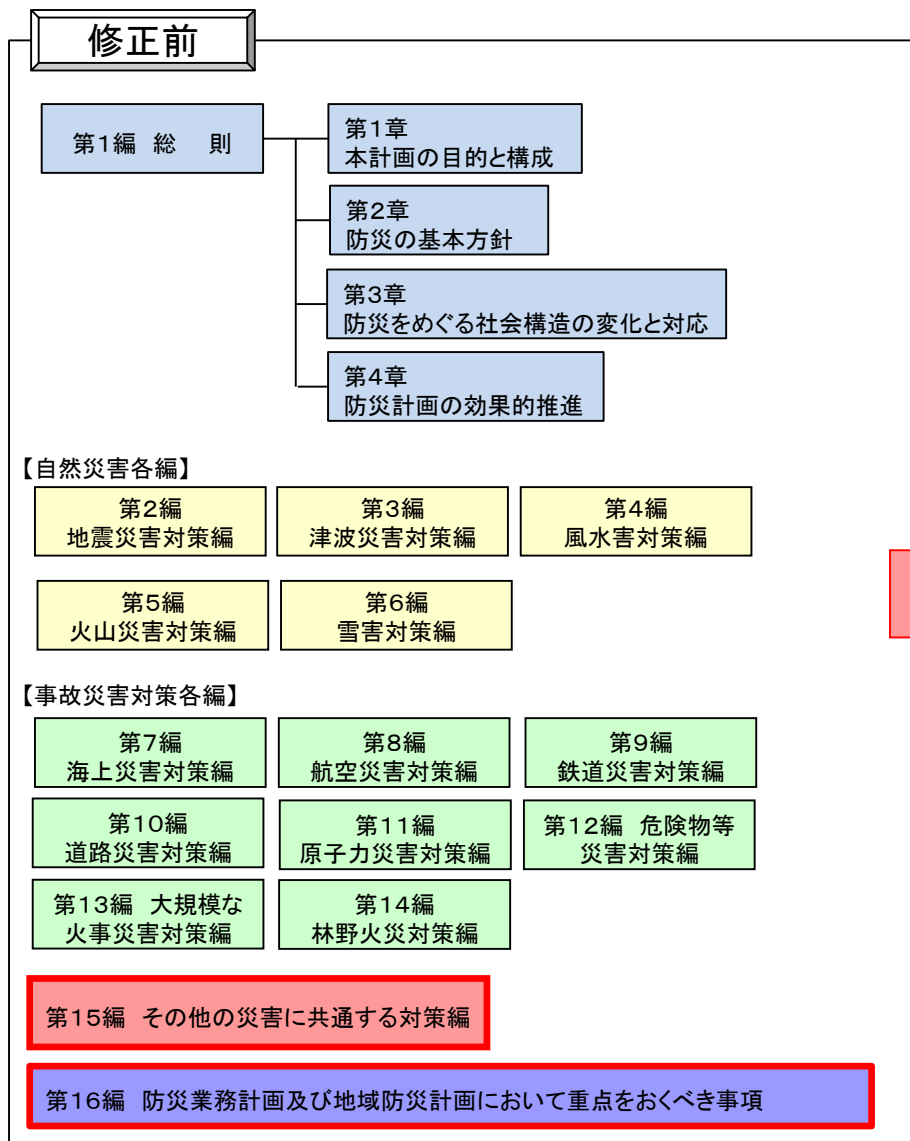
- 第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

(市町村地域防災計画)

- 第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、⁷配分、輸送、通信等に関する計画

防災基本計画の構成

○ 現行防災基本計画は、第1編総則、第2編各災害共通対策編に続き、災害の種類ごとに編を構成している。(H26.1修正で構成を変更)



これまでの防災基本計画修正の経緯 ①

- 防災基本計画は、昭和38年に作成。
- 平成7年に自然災害対策編、平成9年に事故災害対策編を追加

決定年月日	昭和38年6月14日	昭和46年5月25日	平成7年7月18日	平成9年6月3日
分量 (ページ※)	13	14	185	375
計画構成	全6章13節 ○災害の種類ごとでなく、 ・防災体制(災害即応体制) ・防災事業(国土保全等) ・災害復興 ・防災研究 ・防災業務計画等の重点事項等について章を構成	全6章13節 ※編構成は修正せず	全6編20章74節(共通編除く) ○自然災害について、以下の災害対策ごとに編を構成 ・震災対策 ・風水害対策 ・火山災害対策 ・その他災害対策	全15編47章215節 ○雪害対策編を追加 ○事故災害について以下の災害対策ごとに編を構成 ・海上災害 ・航空災害 ・鉄道災害 ・道路災害 ・原子力災害 ・危険物等災害 ・大規模火事災害・林野火災
背景	・S34.9.26伊勢湾台風 ・S36.11.15災害対策基本法制定	S42.9.6災害防止対策に関する行監勧告(最近の経済社会に対応した見直しを勧告)	H7.1.17阪神・淡路大震災	H9.1.2ナホトカ号油流出事故
主な内容	<計画の主な内容> ○災害対策基本法の制定を受け、作成 ○災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧のための諸施策について記載	<修正の主な内容> ○地震対策の充実(地震予知等の施設、消防用ヘリの整備) ○危険物対策、石油コンビナート対策、林野火災対策を新たに位置づけ	<修正の主な内容> ○災害の種類別に編を構成 ○予防、応急、復旧・復興の順に記載 ○主体の明確化、対策の具体化 ○近年の高齢化等の社会構造の変化を踏まえるべき旨を記載	<修正の主な内容> ○事故災害対策の追加(非常対策本部の設置等の体制整備) ○雪害対策編の追加

これまでの防災基本計画修正の経緯 ②

○ 災害の教訓や防災対策の進展を踏まえ、順次修正を実施

決定年月日	平成12年5月30日	平成14年4月23日	平成16年3月31日	平成17年7月26日
分量 (ページ※)	389	408	417	395
計画構成	全15編47章219節 ※編構成は修正せず	全15編47章227節 ※編構成は修正せず	全15編48章227節 ※編構成は修正せず	全15編48章227節 ※編構成は修正せず
背景	H11.9.30茨城県東海村 ウラン加工施設臨界事故	・H11.6.29広島県豪雨災害 ・H11.9.24熊本県高潮災害	H16.3.31東南海・南海地震 防災対策推進基本計画作成	・H16.7.28地震防災戦略作成 ・H16.12.26インド洋津波災害 (スマトラ沖地震)
主な内容	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力災害対策編を修正 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水対策、土砂災害対策、高潮対策について、住民等への情報伝達、避難対策について記述を充実 ○原子力艦の原子力災害について新たに位置づけ 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○東南海・南海地震防災対策推進基本計画作成等を受けた修正(公共建築物の耐震強化など) ○緊急地震速報の提供体制の整備など施策の進展を踏まえ修正 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民運動の展開、企業防災の促進 ○地震防災戦略の作成・実施 ○津波避難ビルの整備等の津波対策 ○集中豪雨時の情報伝達、高齢者等の避難支援などについて記述を充実

※ページ数はレイアウトの違いがあるため参考

※このほかH12.12、H19.3に省庁再編・組織変更に伴う修正を実施

これまでの防災基本計画修正の経緯 ③

○ 東日本大震災後に、津波災害対策編の追加、災害対策基本法の改正の反映、原子力災害対策の強化等について修正

決定年月日	平成20年2月18日	平成23年12月27日	平成24年9月6日	平成26年1月17日
分量 (ページ※)	417	495	574	628
計画構成	全15編48章227節 ※編構成は修正せず	全16編50章217章 ※「津波災害対策編」を追加	全16編51章224章 ※編構成は修正せず	全15編48章231節 ※「各災害に共通する対策編」を創設
背景	H19.7.16新潟県中越沖地震	H23.3.11東日本大震災	H23.3.11 東日本大震災 H24.6.27 災害対策基本法の一部改正 H24.9.19 原子力規制委員会の発足	H23.3.11 東日本大震災 H25.6.21 災害対策基本法の一部改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定
主な内容	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総則の充実 ○緊急地震速報の本格運用に伴う伝達体制整備 ○竜巻等突風対策の位置付け ○火山噴火警報・警戒レベルの導入 ○原子力災害対策強化 ○中央省庁の業務継続計画の作成について記載 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波災害対策編の新設 ○地震・津波対策の抜本的強化 ○避難所の生活環境改善や女性ニーズへの配慮、重大な土砂災害緊急情報の市町村への提供など、最近の防災対策の見直しの反映 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模広域災害への即応力の強化（自治体間の相互応援の促進等） ○大規模広域災害における被災者への対応改善（救援物資の確実な供給等） ○原子力災害対策の強化（政府の対応強化、事故収束活動の体制整備、住民保護と被災者支援等） <p>などについて記述を充実</p>	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模広域災害への即応力の強化（対処基本方針の作成等） ○住民等の円滑かつ安全な避難の確保（指定緊急避難場所の指定等） ○被災者保護対策の改善（指定避難所の指定等） ○原子力災害対策の強化（重点区域の防護措置等） <p>などについて記述を充実</p>

※ページ数はレイアウトの違いがあるため参考

これまでの防災基本計画修正の経緯 ④

○ その後も、災害の教訓や、防災体制の検討結果を踏まえ、順次修正

決定年月日	平成26年11月28日	平成27年3月31日	平成27年7月7日	平成28年2月16日
分量 (ページ※)	632	633	293	295
計画構成	全15編48章231節 ※編構成は修正せず	全15編48章231節 ※編構成は修正せず	全15編48章231節 ※編構成は修正せず ※共通編に集約し、分量圧縮	全15編48章232 ※編構成は修正せず
背景	H26.2 豪雪 H26.11. 21 災害対策基本法の一部改正	原子力防災体制の充実・強化に関する検討	最近の災害対応の教訓を踏まえた対策の強化	活火山法の一部改正等を踏まえた防災対策の強化 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等
主な内容	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○放置車両及び立ち往生車両対策の強化 ○大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化などH26.2豪雪の教訓を踏まえた記述の追加 ○原子力防災体制の組織改編に伴う修正 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に係る国の支援 ○地域原子力防災協議会における緊急時対応の確認及び原子力防災会議への報告・了承 ○緊急時対応に基づく訓練の実施、訓練結果からの反省点の抽出、改善の措置の実施など、継続的な地域の防災体制の充実 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化 ○御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化 ○政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告等を踏まえた複合災害に係る対策の強化 ○最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善 ○実施主体の明確化や重複する記載の整理等 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○活火山法の改正を踏まえた防災対策の強化 ○水防法・下水道法等の改正を踏まえた防災対策の強化 ○廃棄物処理法・災害対策基本法の改正を踏まえた防災対策の強化 ○地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化等、平成27年関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた運用の改善等

これまでの防災基本計画修正の経緯 ④

○ その後も、災害の教訓や、防災体制の検討結果を踏まえ、順次修正

決定年月日	平成28年5月31日	平成29年4月11日
分量 (ページ※)	296	303
計画構成	全15編48章232節 ※編構成は修正せず	全15編48章232節 ※編構成は修正せず
背景	平成27年9月関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化	平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害における教訓を踏まえた防災対策の強化
主な内容	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○水害に強い地域づくり ○実効性のある避難計画の策定 ○適切な避難行動を促す情報伝達 ○被災市町村の災害対応支援 ○被災生活の環境整備 ○ボランティアとの連携・協働 	<p><修正の主な内容></p> <p>(熊本地震)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○首長や幹部職員への研修等の地方公共団体への支援の充実 ○物資輸送の円滑化のための情報共有システムの整備 ○ICTの活用 等 <p>(台風第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の対象者の明確化 ○避難情報の名称変更 ○要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成 等

東日本大震災以降の防災基本計画の修正（H23.12）

修正の方針

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（平成23年9月28日公表）を踏まえ、提言内容の具体化を図った。

■ 主な修正項目

1. 「津波災害対策編」の新設

2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

- ① あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
- ② 二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ・ 最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・ 比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
- ③ 津波に強いまちづくり
 - ・ 浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備 等
(津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す)
- ④ 国民への防災知識の普及
 - ・ 強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及
 - ・ 防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
 - ・ 津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等

⑤ 地震・津波に関する研究及び観測体制の充実

⑥ 津波警報等の伝達及び避難体制確保

- ・ 受け手の立場に立った津波警報等の発表
- ・ 携帯電話等多様な手段による確実な伝達
- ・ 具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化 等

⑦ 地震の揺れによる被害の軽減策

- ・ 浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策 等

3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

- ・ 避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮
- ・ 洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫
- ・ 避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供
- ・ 実践的な避難計画の策定等、噴火時等の火山災害対策等

東日本大震災以降の防災基本計画の修正（H24.9）

背景

災害対策基本法の改正
（平成24年6月）

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告
（平成24年7月）

原子力規制委員会設置法等の制定
（平成24年6月）

■ 主な修正項目

大規模広域災害への対策

1 災害に対する即応力の強化

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
（市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集）
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え
（受援・支援計画の作成、協定の締結）
- 地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進
（例：物資調達・供給協定）
- 多様な主体による共同防災訓練の実施
（国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加の促進）
- 複合災害への対応（対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練等）

2 被災者への対応改善

- 要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、
救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入
- 市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ（広域一時滞在）協定締結の推進
- 市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化
（例 避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付）

3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上

- 住民による災害教訓伝承とその支援
（国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開）
- 地域防災計画の策定への多様な主体の参画（例：女性、障害者等）

原子力災害への対策

1 政府の原子力災害への対応強化

- 官邸の意思決定及び情報発信機能の強化（例：初動時からの委員長等の官邸参集）
- オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化（例：電力本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をOFCIに設置して住民の安全確保に特化）
- 複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施
- 複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、相互連携に努める。

2 オンサイト対応（事故収束活動の体制・支援）

- 緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化
- 平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化

3 オフサイト対応（住民防護・被災者支援）

- 区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化
- 原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築

4 防災インフラ・防災資機材の充実

- 官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備
- 複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保を実施
- オフサイトセンターの設備基盤強化（例：放射線防護対策の強化、代替施設の確保）

5 事後対策

- 緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記

東日本大震災以降の防災基本計画の修正（H26.1）

背景

災害対策基本法の改正
（平成25年6月）

大規模災害からの復興に関する法律
（平成25年6月）

原子力規制委員会における
検討

主な修正項目

大規模災害への対策強化

1 防災の基本理念の明確化

- 被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等

2 大規模広域災害に対する即応力の強化

- 災害緊急事態の布告時における対処基本方針の作成による政府一体となった災害応急対策の推進、国の経済秩序の維持
- 地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化

3 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 指定緊急避難場所の指定による緊急時における住民等の安全の確保
- 避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備

4 被災者保護対策の改善

- 指定避難所の指定による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備
- 罹災証明書の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施
- 被災者台帳の作成による被災者支援の総合的・効率的な実施

5 平素からの防災への取組の強化

- 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進
- 地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進

6 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興

- 復興の基本理念（住民の意向を尊重、地方公共団体の主体的取組を国が支援）を明確化
- 国の設置する復興本部による施策の推進・総合調整
- 市町村の作成する復興計画に基づく計画的な復興

原子力災害への対策強化

1 原子力災害対策重点区域における防護措置の実施

- 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、緊急的防護措置を準備する区域（UPZ）における避難準備、屋内退避、避難等防護措置の実施

2 緊急事態の区分の設定

- 発災時の原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定

3 運用上の介入レベル（OIL）の設定

- 空間線量率等に応じて運用上の介入レベル（OIL）を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施

4 緊急時モニタリング体制の見直し

- 国、地方公共団体、原子力事業者が連携した緊急時モニタリングセンターの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施

5 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- 安定ヨウ素剤の緊急時の服用に係る体制や事前配布等の必要な措置を整備

構成の見直し等

1 各災害に共通する対策の整理

- 各災害に共通する事項をまとめ、第2編「各災害に共通する対策編」として個別災害対策編の冒頭に移動

2 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の見直し

- 東日本大震災以降の最近の防災対策の検討を踏まえ、当面、特に重点を置くべき点を明確化し、第1編に移動

3 最近の災害の教訓を踏まえた見直し

- 避難勧告の判断基準の明確化、外国人旅行者等の避難誘導体制の構築

背景

○ 災害対策基本法の一部改正 等

※平成26年2月の大雪の際に、立ち往生車両等の発生により除雪作業に支障が生じ、大規模かつ長期にわたる孤立集落等が発生

- ・ 大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動等の災害応急対策に支障が生ずるおそれ
- ・ 災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら放置車両等を移動する等の措置を位置付け



主な修正内容

- 緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合における道路管理者による放置車両等の移動等
- 都道府県公安委員会による道路管理者に対する放置車両等の移動等の要請
- 大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化、雪害対応の経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結等

※そのほか組織改編に伴う所要の修正

背景

- 原子力防災体制の充実・強化に関するこれまでの経緯
 - ・H25. 9. 3 第2回原子力防災会議決定「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」
※原子力発電所の所在する地域ごとに、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、
地域防災計画・避難計画の充実化を支援
 - ・H25. 9. 13 ワーキングチームの設置
 - ・H26. 9. 12 第4回原子力防災会議
※原子力防災体制の充実・強化についての総理指示
 - ・H27. 3. 5 3年以内の見直し検討チーム「原子力防災体制の充実・強化について（第二次報告）」
※ワーキングチームの機能を強化し、「地域原子力防災協議会」へ名称変更するとともに、各地域にしっかりと定着させるため、同協議会で行う国の取組を防災基本計画に位置付け、明確化

主な修正内容

- 地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に係る国の支援
- 地域原子力防災協議会における緊急時対応の確認及び原子力防災会議への報告・了承
- 緊急時対応に基づく訓練の実施、訓練結果からの反省点の抽出、改善の措置の実施など、継続的な地域の防災体制の充実

東日本大震災以降の防災基本計画の修正（H27.7）

背景

- ① 広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化（土砂災害防止法改正、中央防災会議土砂災害対策検討WG報告）
- ② 御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化（中央防災会議火山防災対策推進WG報告）
- ③ 政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告等を踏まえた複合災害に係る対策の強化
- ④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
- ⑤ 実施主体の明確化や重複する記載の整理等

主な修正項目

① 土砂災害への対策の強化

1. 土砂災害の危険性のある区域の明示等

- 基礎調査を実施し、その結果を公表
- 調査結果の公表に当たって、警戒区域等に相当する区域を明示等

2. 土砂災害警戒情報の活用

- 土砂災害警戒情報、これを補足する情報（メッシュ情報）等を活用した避難勧告の発令範囲の設定等

3. 避難準備情報の活用

- 避難準備情報の発令による自主的な避難の促進等

4. 適時適切な避難行動等

- 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知等

② 火山災害への対策の強化

1. 火山防災情報の伝達体制の強化

- 火山防災情報の登山者への情報伝達手段を多様化
- 噴火警戒レベルの引上げ等の基準の精査・公表等

2. 火山噴火からの適切な避難方策等の検討

- 退避壕・退避舎等の必要性を検討し、整備を推進
- 登山届の必要性を検討し、火山地域内で一体的に運用等

3. 火山防災教育や火山に関する知識の普及

- 登山者等に対する防災知識の普及啓発や訓練の実施等

4. 火山研究体制の強化・火山研究者の育成

- 火山研究人材の確保・育成のための人材育成プログラムの構築等

5. 火山監視・観測体制の強化

- 水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等に努め、火山観測体制を充実等

③ 複合災害への対策の強化

1. 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化

- 両本部は相互に情報連絡要員を派遣、システムを相互利用

2. 両本部の意思決定の一元化

- 両本部の合同会議を開催

3. 両本部の指示・調整の一元化

- 緊急災害対策本部は、避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施
- 原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施等

④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

1. 実動組織間の調整

- 警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置
- 現对本部と地方公共団体の災对本部間の合同会議による情報共有等

2. 重要情報の集約・調整

- 都道府県による人的被害者数の一元的な集約等

3. その他

- 航空機を最も有効に活用するための運用調整の実施
- 応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施
- 災害時のヘリコプターの利用（ドクターヘリを含む）について予め協議
- 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正等

⑤ 実施主体の明確化等

1. 各対策に関する具体的な実施主体の明確化

2. 共通編への集約による各編重複箇所の整理

東日本大震災以降の防災基本計画の修正（H28.2）

背景

- (1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化(活火山法、水防法・下水道法等、廃棄物処理法等)
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等(平成27年関東・東北豪雨災害における事例を踏まえた修正等)

主な修正項目

(1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化

①活火山法の改正

- 活火山対策の総合的な推進に関する **基本指針の作成・見直し**
- **警戒地域の指定**及び火山防災協議会の組織等体制の整備
- 火山防災協議会の具体的な検討事項
- 警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など **地域防災計画に定めるべき事項**
- 噴火警報等の **関係機関や住民、登山者等への伝達** 等

②水防法・下水道法等の改正

- 【水防法】
 - **洪水・内水・高潮**について、**最大規模を想定した浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表、通知**
- 【下水道法】
 - 浸水被害対策区域における **民間の雨水貯留施設等の整備と連携**
 - **民間事業者等との協定締結等**による災害時における下水道施設の **維持又は修繕**
- 【その他（避難勧告ガイドライン）】
 - **高潮災害**に対する **具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定** 等

③廃棄物処理法・災対法の改正

- 【廃棄物処理法】
 - 仮置場の確保等の地方公共団体における **災害廃棄物処理計画に定めるべき事項**
 - 災害廃棄物対策に関する **広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進**
- 【災害対策基本法】
 - **大規模災害発災時**における災害廃棄物に関する **処理指針の策定**
 - 災害廃棄物処理の **国による代行** 等

(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等

①平成27年関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた運用の改善

- **地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化**（電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等）

②その他

- 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正（原子力災害時の医療体制の整備等） 等

東日本大震災以降の防災基本計画の修正（H28.5）

背景

中央防災会議防災対策実行会議

「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正

（平成27年9月関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化）

主な修正項目

①水害に強い地域づくり

- 地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の契機となる**分かりやすい水害リスクの開示**
- 平時から住民の防災意識向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた**地区内の防災活動の推進**
- 増加する水害リスクに備えるための**水害保険・共済への加入促進** 等

④被災市町村の災害対応支援

- 市町村がとるべき**災害対応の要点を示した資料の作成及び周知徹底**
- 都道府県が行う**応援・受援に係る調整を円滑に行うための仕組みの検討**
- 必要に応じた**政府の現地組織（連絡調整室等）の設置** 等

②実効性のある避難計画の策定

- ハザードマップ等の作成・配布時に「**早期の立退き避難が必要な区域**」の明示
- 避難誘導等警戒避難体制の計画に際し、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の**複合的な災害の発生を考慮**
- 必要に応じて、**近隣市町村における指定緊急避難場所の指定** 等

⑤被災生活の環境整備

- マニュアル、訓練等を通じた**避難所の運営管理に必要な知識の普及**
- **住民の主体的な運営**を可能とするための配慮及びNPO等**外部支援者の活用**
- DMATの活動終了以降の**医療提供体制の確保・継続**及び**災害医療コーディネーターの活用** 等

③適切な避難行動を促す情報伝達

- 「**緊急的な待避**」や「**屋内安全確保**」といった適切な避難行動の促し
- Lアラート等の**多様な手段を複合的に活用**した避難勧告等の伝達
- **日本工業規格に基づく図記号**を使用した**分かりやすい避難場所等の表示** 等

⑥ボランティアとの連携・協働

- **社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有する場を設置**し、連携のとれた支援活動を展開

◎その他法人名称等所要の修正

東日本大震災以降の防災基本計画の修正（H29.4）

背景

- (1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正
- (2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえた修正
- (3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

主な修正項目

(1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

① 地方公共団体への支援の充実

- 首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上
- 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の設定

② 被災者の生活環境の改善

- 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理
- 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換

③ 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- 住家被害認定調査に関する体制の強化
- 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討

④ 物資輸送の円滑化

- 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備
- 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握

⑤ ICTの活用

- 情報共有・活用に係るルール検討、最新のICTの導入

⑥ 自助・共助の推進

- 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

⑦ 広域大規模災害を想定した備え

- 庁舎・避難所等の耐震化等による安全性の確保 等

(2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正

- 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達
- 災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築
- 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成
- 避難情報について、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更 等
- 国や都道府県の市町村に対する助言・情報提供

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- 「原子力災害対策マニュアル」の改訂等を踏まえた修正（現地での具体的な避難等の実施方針の作成・共有 等）
- 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保
- 企業における緊急地震速報受信装置の活用 等

○ 現行防災基本計画は、各災害対策編ごとに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3章で構成し、各主体の役割分担を明確にしている。

1. 予防、応急、復旧・復興の段階ごとに整理

各災害対策編は、以下の3章で構成している(一部の編を除く)。

第1章 災害予防

- ・災害に強い国づくり、まちづくり
- ・国民の防災活動の促進
- ・災害に関する研究・観測等の推進
- ・災害応急対策、災害復旧・復興への備え 等

第2章 災害応急対策

- ・発災直後の情報の収集・連絡、活動体制の確立
- ・救助・救急、医療、消火活動、緊急輸送、避難収容、物資調達等
- ・社会秩序の維持、物価の安定
- ・応急復旧、二次災害の防止活動
- ・自発的支援の受入れ 等

第3章 災害復旧・復興

- ・復旧・復興の基本方向の決定、迅速な現状復旧
- ・被災者等の生活再建等の支援
- ・被災地域の経済復興支援 等

2. 各主体の役割分担を明確化

国、地方公共団体、企業等の主語を明確にし、各主体の役割分担を明確にしている。

<防災基本計画における記載(抜粋)>

第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

8 物資の調達, 供給活動関係

○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。

○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

記述の仕方は、各主体に義務付けをするものから、努力規定にとどまるものまで様々である。

<防災基本計画における記載(抜粋)>

第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 4 災害教訓の伝承

○国〔内閣府、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

○住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

○市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編 第3章 災害復旧・復興 第4節 被災者等の生活再建等の支援

○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

防災業務計画と地域防災計画との関係

- 指定行政機関と指定公共機関は、これら機関の事務について「防災業務計画」を作成。
- 地域防災計画は、防災業務計画と抵触してはならず、これら機関の事務の大綱を定める際は、防災業務計画を参照することが必要。

<防災業務計画とは>

- ・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画。
- ・指定行政機関の防災業務計画には、各機関の所掌事務について防災に関しとるべき措置や、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定める。
- ・指定公共機関の防災業務計画には、各機関の業務に関する事項を定める。

<地域防災計画と防災業務計画との関係>

- ・地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。
- ・都道府県地域防災計画には、指定地方行政機関や指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を定める。
- ・指定行政機関の防災業務計画では、①地域防災計画との抵触を防ぐため、②地域防災計画に指定地方行政機関の事務を位置付けることからこれらと一体性を保つため、「地域防災計画の作成の基準となるべき事項」を定めている。
- ・指定公共機関の防災業務計画には基準は記載されていないが、都道府県地域防災計画には指定公共機関の事務も位置付けることから、指定公共機関の防災業務計画も参照し、抵触ない内容とすることが必要。

2. 地域防災計画について

都道府県地域防災計画の概要(修正状況)

- 全都道府県で作成されており、平成27年度には35団体（74.5%）が38回の修正を実施。
- 修正内容は、「防災体制の組織・運営」「情報連絡体制」「避難・救護対策」が多い。
- 全都道府県で東日本大震災以降（平成25年度以降）に計画を修正。

＜地域防災計画の修正理由(平成27年度)＞

修正理由	件数	割合
防災アセスメントの実施	6	13%
防災ビジョンの記載	6	13%
災害予防対策計画の見直し	34	72%
災害応急対策計画の見直し	34	72%
その他	8	17%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」(H29.1)

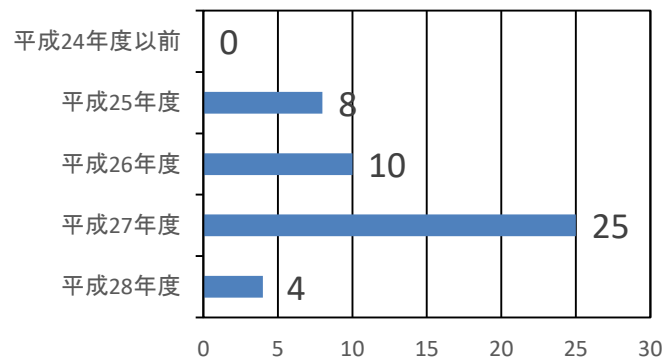
注：修正理由 件数：都道府県数
割合：全都道府県数に対する割合
修正内容 件数：修正に関する延べ回数
割合：全都道府県数に対する割合

＜地域防災計画の修正内容(平成27年度)＞

修正内容	件数	割合
防災体制の組織・運営(a)	31	66%
防災知識普及啓発(b)	23	49%
物資の備蓄(c)	20	43%
防災施設等の整備(d)	19	40%
災害発生危険箇所(e)	20	43%
a～e以外の災害予防対策	23	49%
情報連絡体制(f)	31	66%
避難・救護対策(g)	34	72%
緊急輸送対策(h)	26	55%
f～h以外の応急対策	27	57%
災害復旧・復興	22	47%
字句、数字等の軽微な事項	35	74%
その他	4	9%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」(H29.1)

＜地域防災計画の最終修正年度＞



出典：内閣府調べ(平成29年3月現在)

市町村地域防災計画の概要(修正状況)

- 全市町村で作成されており、平成27年度には859団体（49.3%）が905回の修正を実施。
- 修正内容は、「防災体制の組織運営に関する修正」「情報連絡体制に関する修正」「避難・救護対策に関する修正」が多い。
- 東日本大震災の教訓を踏まえた修正状況は、修正済が1,480団体（85.0%）、修正中が229団体（13.2%）、修正未検討が32団体（1.8%）となっている。

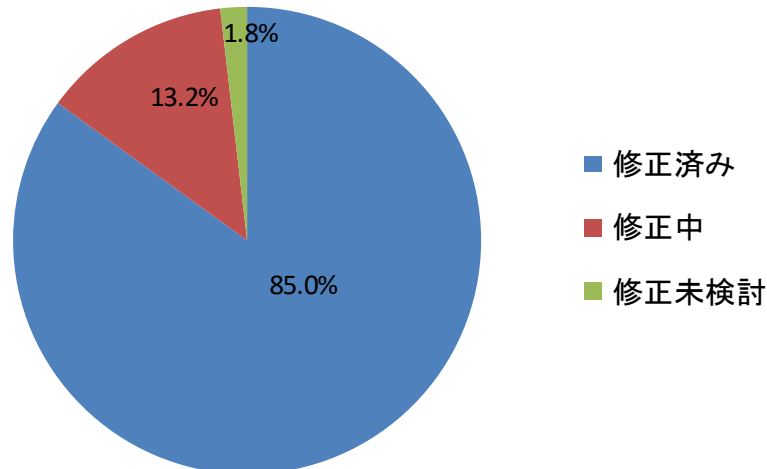
＜地域防災計画の修正理由(平成27年度)＞

修正理由	件数	割合
防災アセスメントの実施	31	2%
防災ビジョンの記載	60	3%
災害予防対策計画の見直し	589	34%
災害応急対策計画の見直し	576	33%
地区別防災カルテの作成	80	5%
その他	398	23%

＜地域防災計画の修正内容(平成27年度)＞

修正内容	件数	割合
防災体制の組織・運営(a)	527	30%
防災知識普及啓発(b)	330	19%
物資の備蓄(c)	321	18%
防災施設等の整備(d)	299	17%
災害発生危険箇所(e)	342	20%
a～e以外の災害予防対策	385	22%
情報連絡体制(f)	477	27%
避難・救護対策(g)	589	34%
緊急輸送対策(h)	295	17%
f～h以外の応急対策	296	17%
災害復旧・復興	251	14%
字句、数字等の軽微な事項	641	37%
その他	210	12%

図 東日本大震災の教訓を踏まえた修正状況(H28.4.1現在)



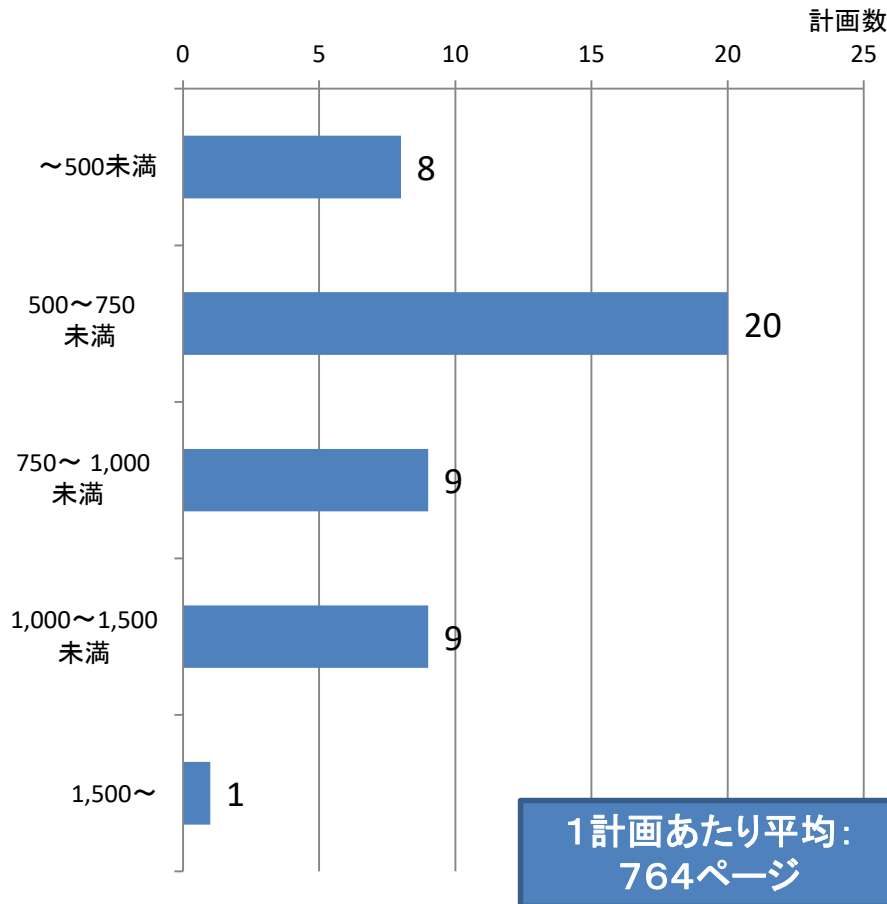
注: 修正理由 件数:市町村数 割合:全市町村数に対する割合
修正内容 件数:修正に関する延べ回数 割合:全市町村数に対する割合

出典:消防庁「地方防災行政の現況」(H29.1)

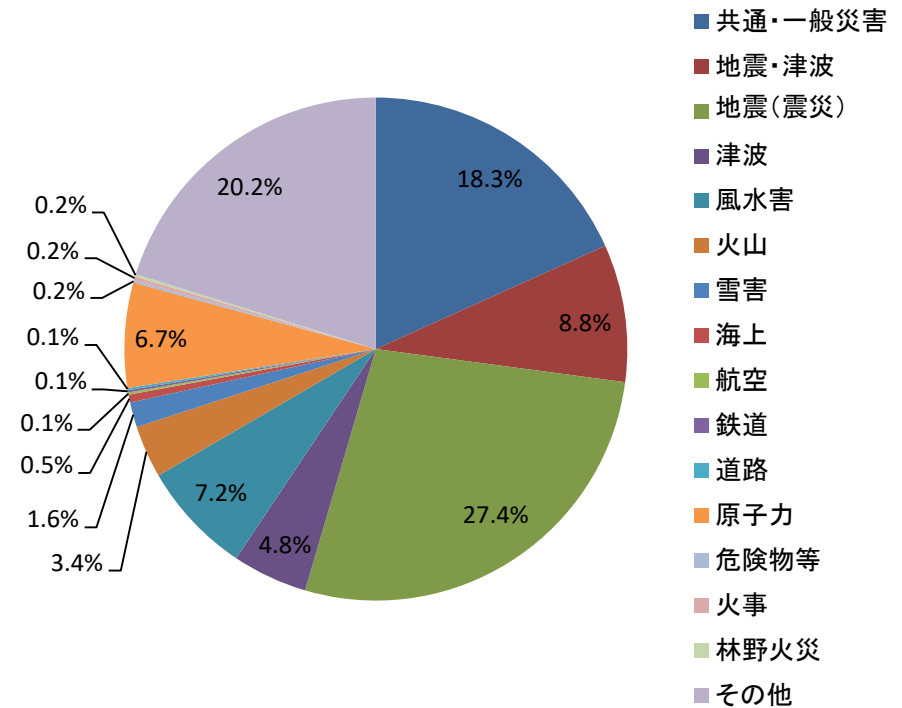
都道府県地域防災計画の動向

- 1計画当たりのページ数は、平均764ページであり、500～750ページの計画が多い。
- 各編別にみると、共通・一般災害のほか、地震、津波、風水害編の分量が多く、原子力以外の事故災害の分量はわずかとなっている。

＜地域防災計画の総ページ数の分布＞



＜各編別地域防災計画の総ページ数の分布＞



都道府県地域防災計画の動向

- 編構成を見ると、共通編を設けているものが24計画である。
- 編ごとの中身をみると、概ね、どの編も予防：応急：復旧・復興が3：6：1の割合となっている

表 地域防災計画の中で編を設けている計画数

「編」として掲載している都道府県数

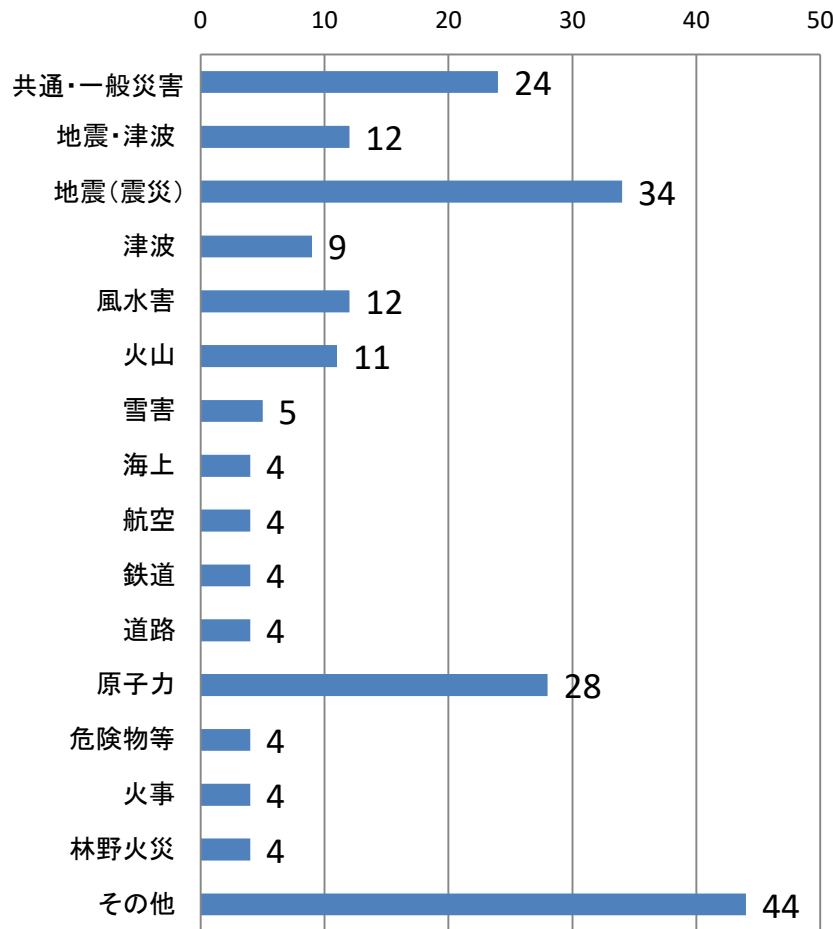
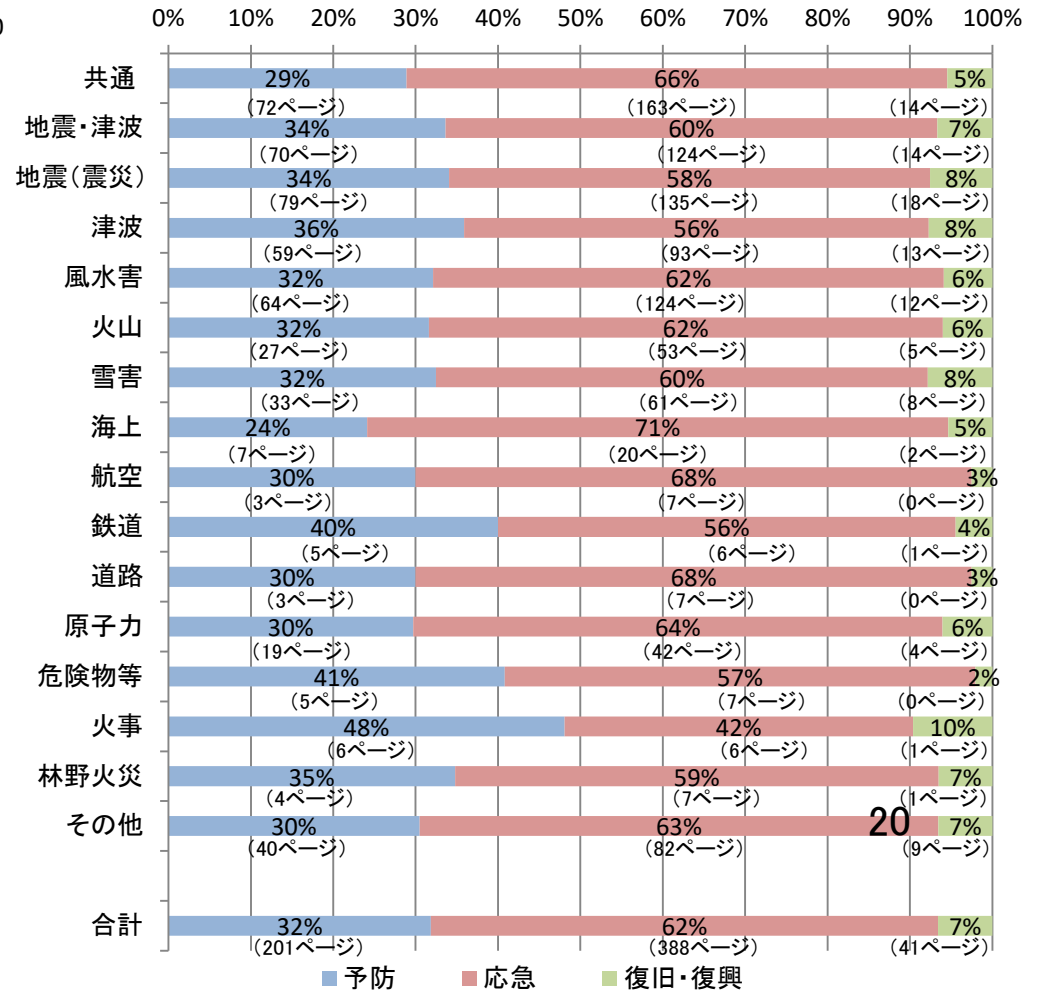


表 各編別 予防、応急、復旧・復興ごとのページ割合



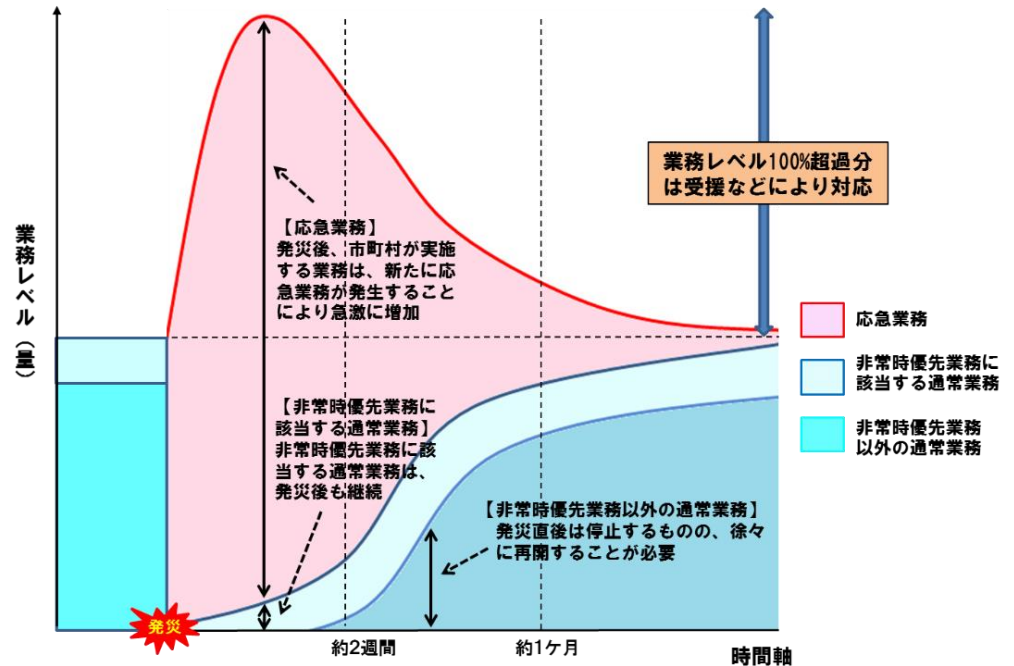
3. 地方公共団体の 業務継続計画について

業務継続計画とは？

- 災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画

業務継続計画策定の効果

- 地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確化
- 災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施可能
- 自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上



発災後に市町村が実施する業務の推移

参考資料: 市町村のための業務継続計画作成ガイド

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyizoku/index.html>

地方公共団体における業務継続体制の必要性 ①

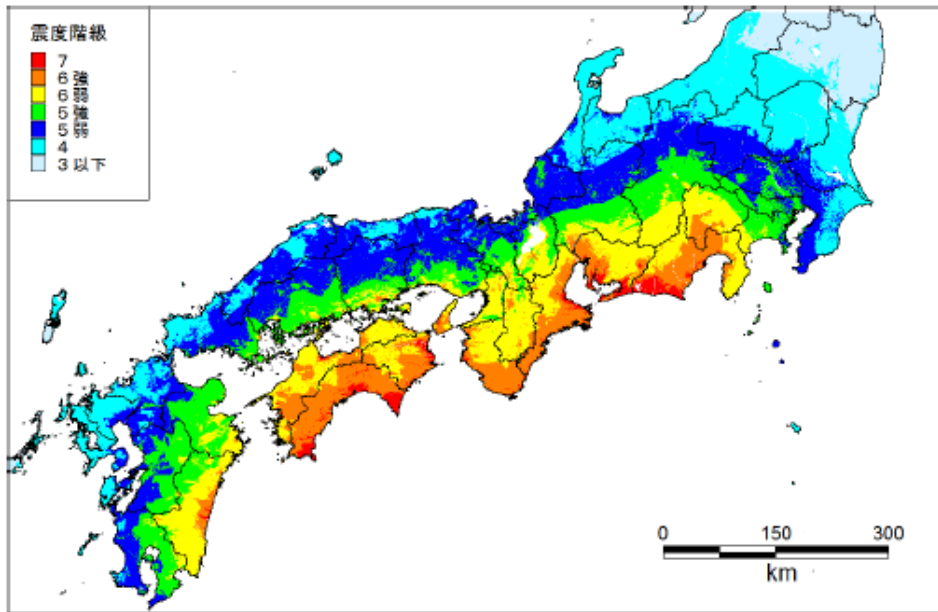
全国の自治体で、大規模な地震が発生する可能性がある。

○南海トラフ等の巨大地震

南海トラフ巨大地震による震度の最大値の分布図

※ 強震波形4 ケースと経験的手法の震度の最大値の分布

南海トラフ巨大地震対策検討WG 最終報告より



○日本全国に活断層が分布

主要活断層帯の概略位置図

地震調査研究推進本部より



地方公共団体における業務継続体制の必要性 ②

地震以外でも行政の被災は起こり得る。

○水害（洪水、高潮等）



出典：朝日新聞デジタル



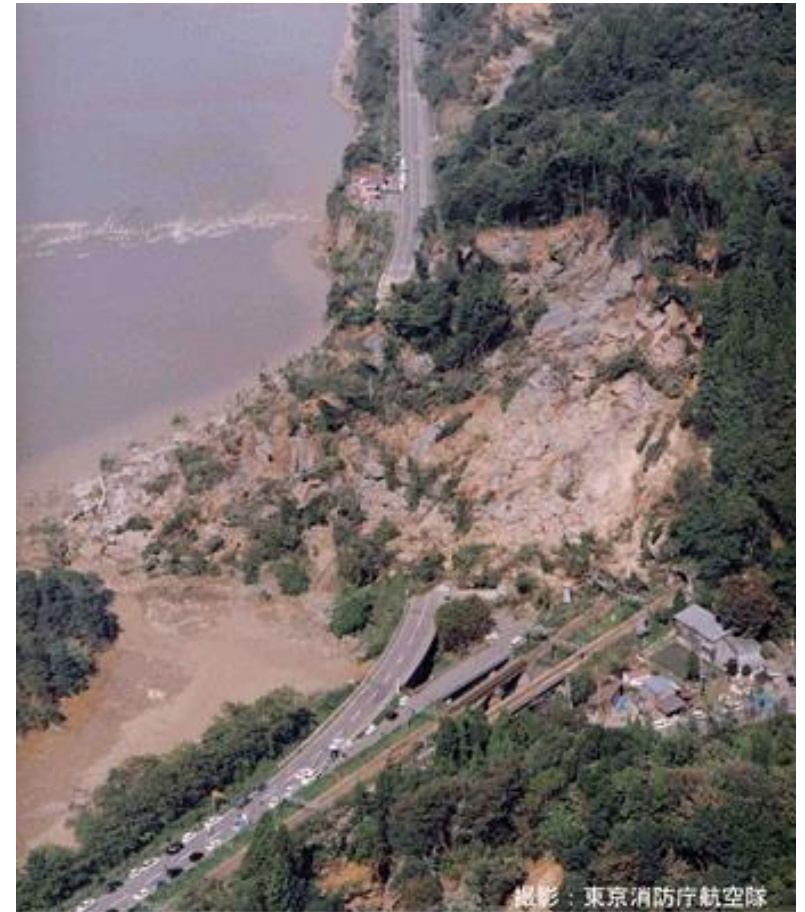
提供：国土交通省関東地方整備局



出典：産経ニュース

平成27年9月関東・東北豪雨（常総市）

○土砂災害



撮影：東京消防庁航空隊

新潟県中越地震長岡市妙見堰土砂崩れ現場

地方公共団体における業務継続体制の必要性 ③

災害による資源制約下においても、
最低限必要な重要業務を継続させる必要

⇒ 適切に業務を継続させるための体制をあらかじめ整えておくことが重要

- ✓ 「最低限必要な業務を、いかに継続させるか」
- ✓ 「重要業務の継続に必要な資源を、いかに確保し、最適配分するか」

課題

- ✓ 地域防災計画等に、職員や施設・設備等が被害を受けた場合の対応までは規定していない
- ✓ 職員の安全確保、生活、安否確認などについて考えられていない
- ✓ 優先的に継続すべき通常業務や執行体制が決まっていない
- ✓ 防災部局以外の当事者意識の欠如（防災部局任せ）
- ✓ マニュアル・訓練の不足

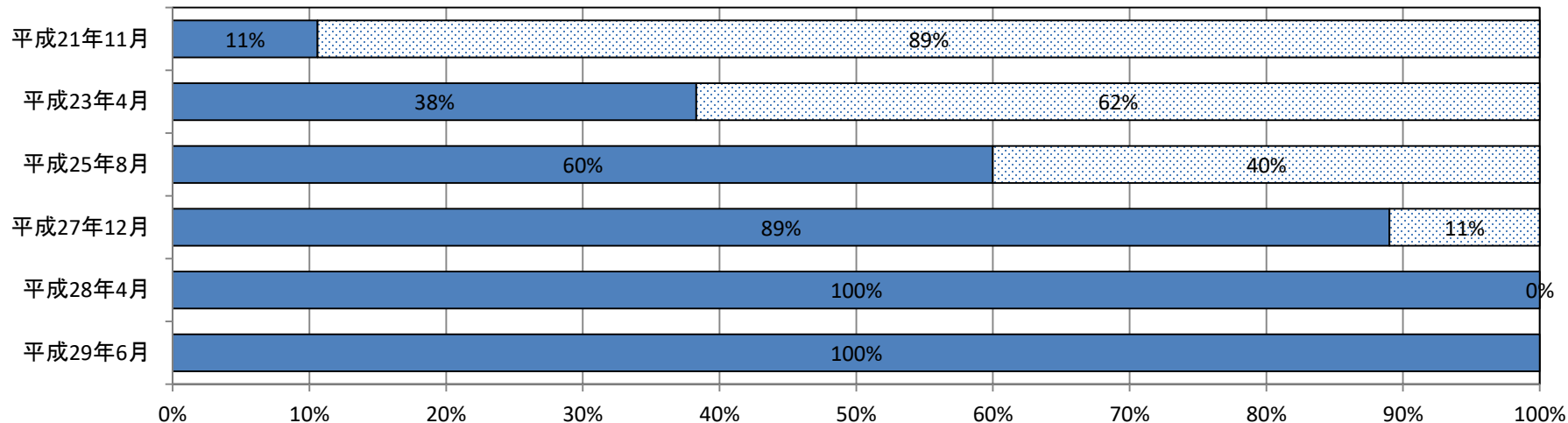
地域防災計画やマニュアル等を災害時に適切に実行できるよう、
不足している観点・内容を補うもの

→ **業務継続計画(BCP)**

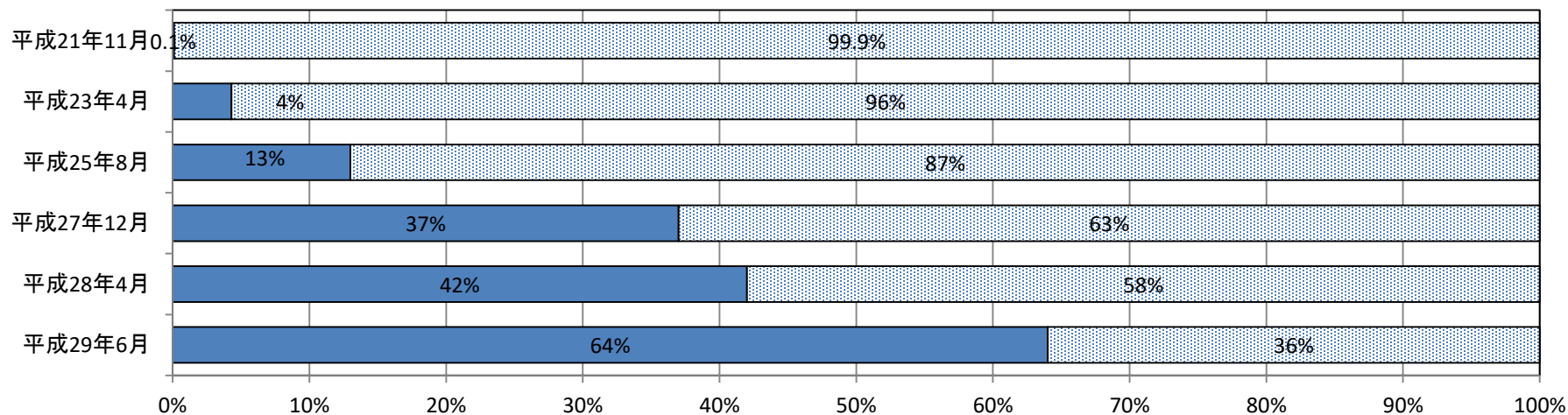
地方公共団体の業務継続計画の策定状況

平成29年6月1日現在、BCP策定率は都道府県で100%、市町村で約64%。

【都道府県】



【市町村】



出典：平成21年11月 地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月 地方自治情報管理概要（平成24年3月）（総務省自治行政局地域情報政策室調査）
 平成25年8月 大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値）（総務省消防庁調査）
 平成27年12月 地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査（総務省消防庁調査）
 平成28年4月 地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査（総務省消防庁調査）
 平成29年6月 地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の策定について

背景

市町村の業務継続計画の策定率が低迷し、災害対応の支障が懸念

- ◆ 内閣府では、これまで「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」(平成22年4月)を策定し、地方公共団体の業務継続計画作成に係る取組を支援(→平成28年2月「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」へ改訂)
- ◆ しかしながら、市町村の策定率は、わずか1割程度で、特に小規模市町村で低い傾向(平成25年消防庁調査)

《首長の不在や重要データの喪失等により支障を生じた事例》

- ・ 台風第26号による大雨(平成25年)
大規模な土砂災害が発生。町長及び副町長は島外に出張中。防災担当者は帰宅し不在で初動が大幅に遅れる。
- ・ 東日本大震災(平成23年)
被災により本庁舎が使用できなくなった市町村は28自治体。庁舎内の重要データが失われた市町村多数。

取組

職員が少ない小規模市町村であっても、容易に重要なポイントを整理できるガイドが必要

有識者で検討

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定(H27.5)

《重要な6要素》

ガイドの特徴

- ◆ 人口が1万人に満たないような小規模市町村であってもあらかじめ作成していただきたい事項(重要な6要素)をまとめた
- ◆ 地震のみならずその他災害でも活用できる計画となるよう、被害想定は必ずしも前提としていない
- ◆ 現時点の状況及び今後の検討事項を、記入例を参考に様式に記入していくことで、重要な6要素が整理できるように構成
- ◆ 計画を策定する上で参考となる事例を整理

首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

重要な行政データのバックアップ

電気、水、食料等の確保

非常時優先業務の整理

市町村BCP策定研修会の開催（内閣府・消防庁、平成27年～）

市町村の担当職員を対象とした研修会を開催し、市町村におけるBCP策定を直接的に支援

市町村BCP策定研修会（内閣府・消防庁共催）

研修開催県

平成27年度：栃木県、茨城県、群馬県、長野県、和歌山県、佐賀県において実施。

平成28年度：山形県、千葉県、岐阜県、奈良県、宮崎県において実施。

平成29年度：富山県、滋賀県、京都府、福岡県、大分県において実施。加えて東京都、長野県、福島県、鹿児島県、大阪府においても実施。

※開催希望のあった都道府県の中から、参加市町村数や県内BCP策定率等を踏まえ選定

研修内容：講義及び実習からなり、実習ではグループワーク等により実際にBCP策定作業の一部を実施する。また、庁内で検討が必要な事項については宿題として持ち帰るなどにより、BCPを策定するまでの作業を一通り実施する。



研修会の様子

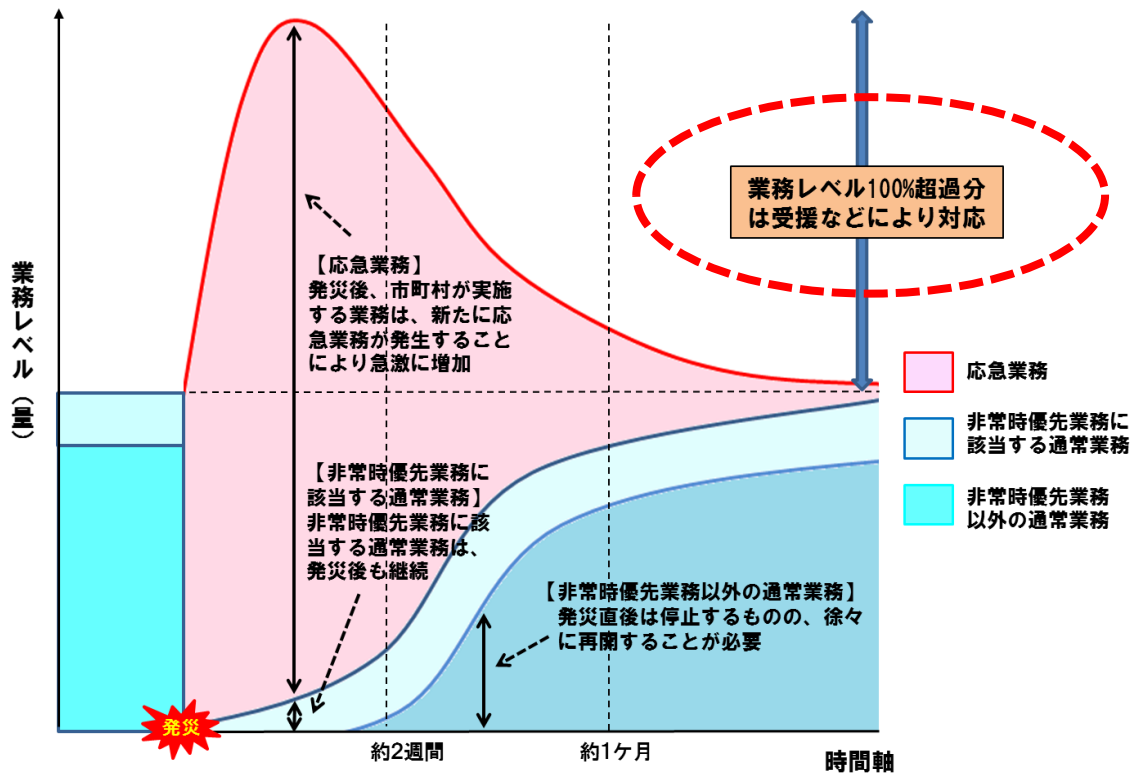


参加者による発表

4. 地方公共団体の受援体制 について

受援体制の確保 ①/2

- 災害対策基本法の改正(平成24年6月)により、地方公共団体間応援の対象業務を、消防、水防、救助等の人命に関わるような緊急性の極めて高い**応急措置**から、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような**災害応急対策一般**に拡大
- 防災基本計画においても、地域防災計画等に**応援計画**や**受援計画**をそれぞれ位置付けるよう努力規定を記載



発災後に市町村が実施する業務の推移

【防災基本計画(共通編)】

○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に**応援計画**や**受援計画**をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

受援体制の確保 ②/2

- 受援計画は業務継続計画と相まって、発災時に速やかに実施しなければならない膨大な非常時優先業務を遂行するための大きなツールとなる。
- 非常時優先業務の整理が済んでいると、受援対象業務の検討が進めやすい(業務継続計画と同時あるいは後に策定するとよい。)
- 策定に当たっては、全国知事会による報告や先行事例(神戸市等)が参考になる。

神戸市災害受援計画(総則)目次【抜粋】

I 計画の基本方針

1. 計画の目的
2. 策定機関
3. 計画の対象となる危機事案
4. 計画の発動時期
5. 計画の位置づけ
6. 計画策定の考え方
7. 計画の追加・修正と習熟

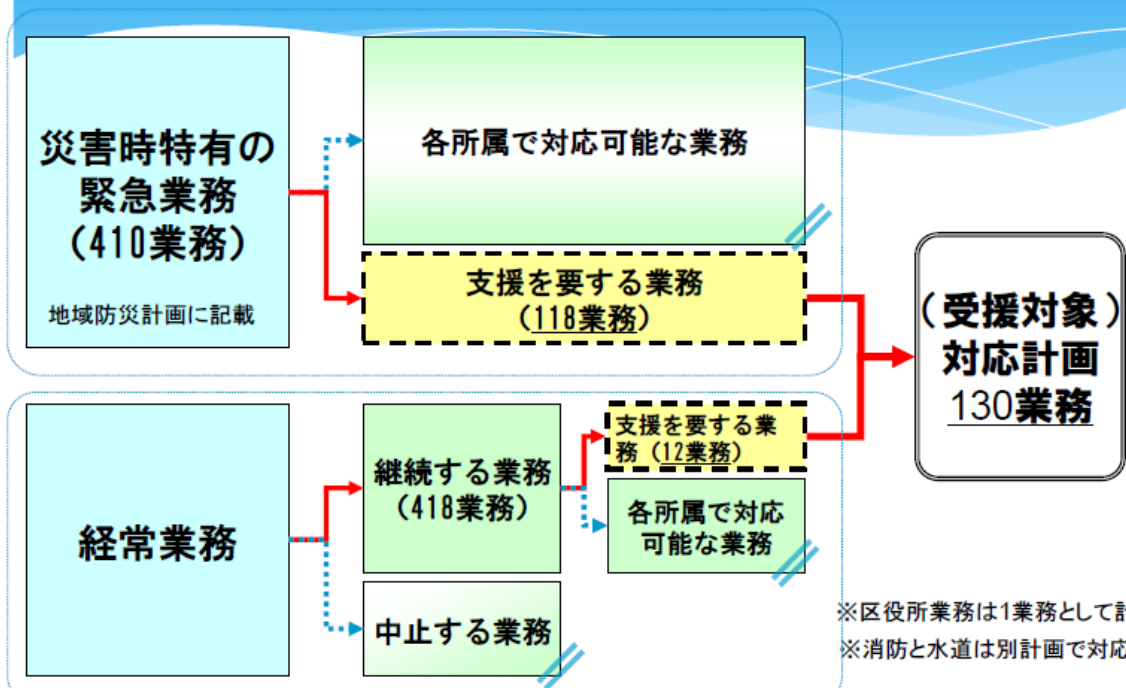
II 計画の前提条件

1. 阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側・支援側として得た経験と教訓
2. 対象期間
3. 業務継続計画(BCP)の内容を取り入れた受援対象業務の選定

III 基本的な内容

1. 受援計画を構成する要素
2. 応援の要請・受入
3. 災害ボランティア・NPO等の受入
4. 費用負担
5. 業務の効率化(システムの活用)
6. 応援の撤退要請
7. 長期化への対応
8. 職員の研修

業務の選定(絞り込み)



※区役所業務は1業務として計算
※消防と水道は別計画で対応

出典:神戸市災害受援計画(神戸市、平成25年3月)

「地方公共団体の危機管理に関する研究会」神戸市資料(平成27年7月) 36

地方公共団体の受援体制に関する検討会

趣旨

- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を地方公共団体単独で実施することは、極めて困難であり、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等との相互連携のもと、応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受け入れ体制(受援体制)の構築が極めて重要
- しかしながら、受援計画の策定状況については、都道府県で約4割、市町村で1割強に留まっている状況であり、全国各地で大規模な地震や風水害が発生し、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されている状況において、早期に受援体制を構築することが必要不可欠
- このため、内閣府において、学識経験者、応援・受援を経験した地方公共団体職員、物流専門家、ボランティア団体関係者及び関係省庁職員をメンバーとする検討会を設置し、地方公共団体の受援計画の策定を促進するための方策を検討

検討スケジュール

- 10月 第1回検討会
(年度内計5回程度開催)
- 翌2月 原案作成、各省意見調整
- 翌3月 公表、地方公共団体あて通知

委員名簿

(座長)田村 圭子	新潟大学 危機管理室 教授
(委員)木村 玲欧	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
紅谷 昇平	兵庫県立大学 防災教育研究センター 准教授
越野 修三	岩手大学 地域防災研究センター 客員教授
細貝 和司	新潟県防災局防災企画課長
高見 隆	兵庫県企画県民部広域防災参事
小野 弘行	東松島市総務部総務課 行政専門員
丸尾 克己	日本通運株式会社 業務部専任部長(倉庫・流通施設)
宇田川 真之	人と防災未来センター 研究主幹
明城 徹也	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク事務局長
小川 康則	総務省 自治行政局 市町村課長
荻澤 滋	消防庁 国民保護・防災部 防災課長

検討内容

- 検討会では、地方公共団体が受援計画作成にあたって参考となるガイドラインを作成
- 検討にあたっては、必要に応じて応援被災地方公共団体等から意見聴取
- 検討会における検討の参考とするため、必要に応じて、地方公共団体に対して受援計画の策定状況、先行事例等について実態調査を実施



【宇土市役所の被災状況】

(出典 宇土市HP)

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(概要)①/2

はじめに

「熊本地震を踏まえた応援対策・生活支援策の在り方について(報告)」(H28.12 中央防災会議 熊本WG)

受援を想定した体制整備について検討を進めるべきと提言

応援・受援の現状

- 人的・物的応援においては、様々な枠組みによる支援が存在し、**全体の把握が難しい現状**がある
- 応援の受入れは、災害対策本部の各班・課の業務担当窓口が担っているため、**一元的把握に課題**がある
- 都道府県の応援・受援体制が**はっきりしない**
- 様々な応援の枠組みの中で**多種多様な業務が対象**となっており、**受援側が把握しきれていない**

応援・受援の体制

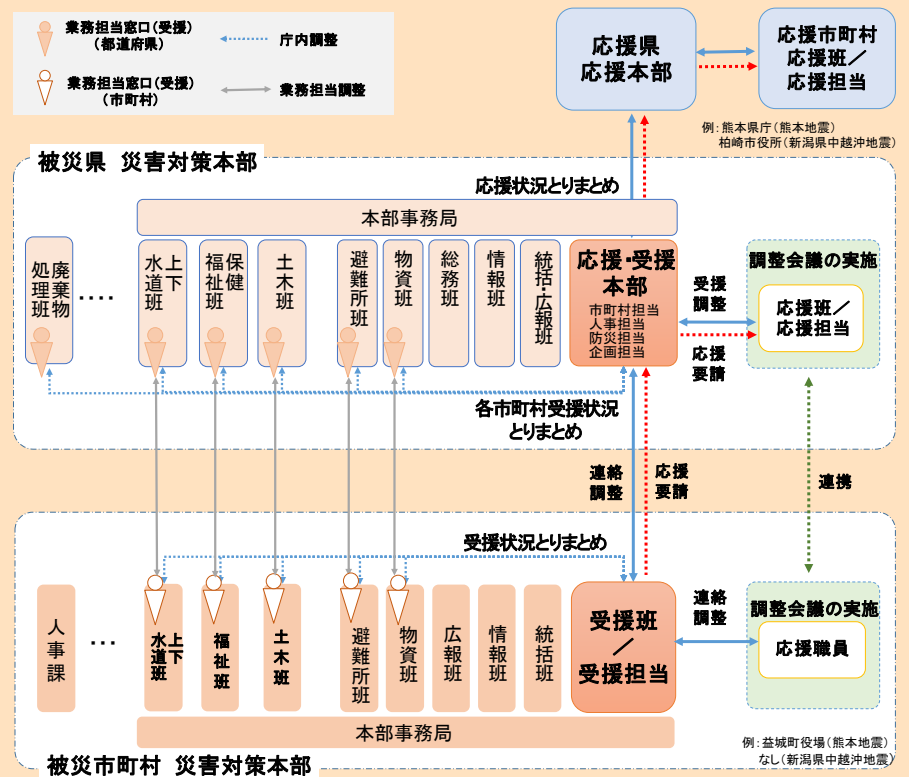
(被災県・被災市町村) (応援県・応援市町村)

- **被災都道府県は**、災害対策本部内に「**応援・受援本部**」を、**被災市町村は**、災害対策本部内に「**受援班/受援担当**」を設置し、役割を明確化しておく
- **応援を送り出す県には**「**応援本部**」を、**市町村には**「**応援班/応援担当**」を設置し、役割を明確化しておく

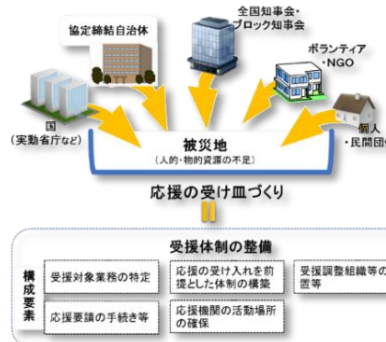
平時からの取組

- 地方公共団体は、**応援・受援計画等の策定**に取り組む
- 「**どの業務に「どのような人的・物的資源が必要か**」を資源管理表に整理しておく
- **研修や図上訓練等の実施**により、**応援・受援の実効性を高めておく**とともに**相互に顔の見える関係**を構築しておく など

【地方公共団体における応援受援の全体イメージ】



【受援体制の整備とは】



海外からの支援に対する基本的な考え方

- 国からの照会に基づき、必要があれば国に支援を要請を行う

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(概要)②/2

応援・受援に係る基礎知識

- ▶ 初動期、応急期、復旧・復興期の各局面を踏まえた応援を実施する
- ▶ 災害対応に必要な資源を把握し、必要な資源を見積もることを心がける
- ▶ 人的・物的資源の流れと応援側・受援側の役割を理解しておく
- ▶ 人的・物的資源管理するために必要な情報を理解し帳票等を整備しておく
- ▶ 応援受援の対象となる業務とその具体内容を明らかにしておく
- ▶ 担当業務の支援だけでなく、業務の「マネジメント支援」も応援・受援の対象と位置付ける

【地震対応時の主な業務と応援の関係】

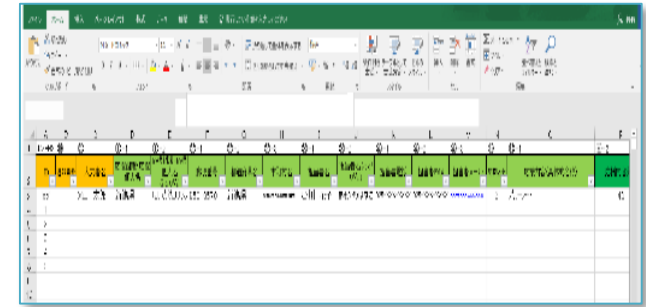
地震対応時の主な業務と応援との関係				
被災自治体による主な対応	応援自治体による応援	国等による定型化された支援	ボランティアによる支援	
主な災害対応	応援実施	初動期 (災害～3日程度)	応急期 (3日後～1週間)	復旧期 (1週間後～1ヶ月)
① 災害対策本部の運営	△	災害対策本部設置・本部会議・記者会見	国・県・市町村等の合同会議	
② 通信の確保	△	情報通信の運送状況確認・孤立地区の通信手段の確保		
③ 被害情報の収集	△	被害状況に関する情報収集・情報処理	企業等の被害情報収集	
④ 災害情報の伝達	△	地震(余震)情報・津波情報・避難勧告・指示等の情報提供		
⑤ 応援・受援体制の整備	■	受援調整班・担当の設置(被災市町村)・・・受援に関する状況把握、とりまとめ、資源の調達・管理 応援本部の設置(被災県)・・・ニーズの把握・受援・応援に関する状況把握、資源の調達・管理 応援本部・班・担当の設置(応援県)・・・先遣隊の派遣、応援に係る資源管理、庁内調整等		
⑥ 広報活動	△	住民への広報(被害情報、避難所等)・応急危険度判定の周知	被害認定済、被災証明書発行に関する周知	イベント等の周知
⑦ 救助・救急活動	○	行方不明者の捜索、救出救助・避難所の設置・適性確保	緊急救助活動の実施、警察災害救助隊、自衛隊、DMAT等の活動	
⑧ 避難所等、被災者の生活対策	○	避難所安全確認、避難者受け入れ	衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止、避難所の環境整備	
⑨ 特別な配慮が必要な人への対策	○	安否確認、必要な支援の確保・専門スタッフの確保	生活不活発者の防止、被災者の心のケア、生活困窮者の防止	
⑩ 物資等の輸送、供給対策	○	物資支援要請・物資拠点の確保・物資受け入れ方針を広報	給水の物資、拠点の要員確保	
⑪ ボランティアとの連携・協働	○	ボランティア受入体制の確保・計換員・要員の派遣	被災者ニーズの把握、地域コミュニティ支援体制の確保支援	
⑫ 公共インフラ被害の応急措置等	○	インフラ被害、災害発生箇所等の点検、避難期間、立ち入り制限	土砂災害発生箇所の監視	
⑬ 建物、宅地等の応急危険度判定	○	応急危険度判定士の応援要請	応急危険度判定の周知	
⑭ 被害認定調査、罹災証明の交付等	○	被害認定調査の申請	被害認定調査実施、罹災証明の交付手続き	
⑮ 仮設住宅	△	仮設住宅必要戸数の算定	仮設住宅敷地の決定	
⑯ 生活再建支援	○	義捐金受付	住民向け相談窓口の設置	
⑰ 災害廃棄物処理	○	廃棄物処理計画の策定	分別収集の確保	

応援実施・・・○：活発な応援が実施されている業務、△：積極的な応援が期待される業務、■：円滑な応援・受援に必要な対応
 ※対応の終了時期は、災害の規模や地域の実情により異なる

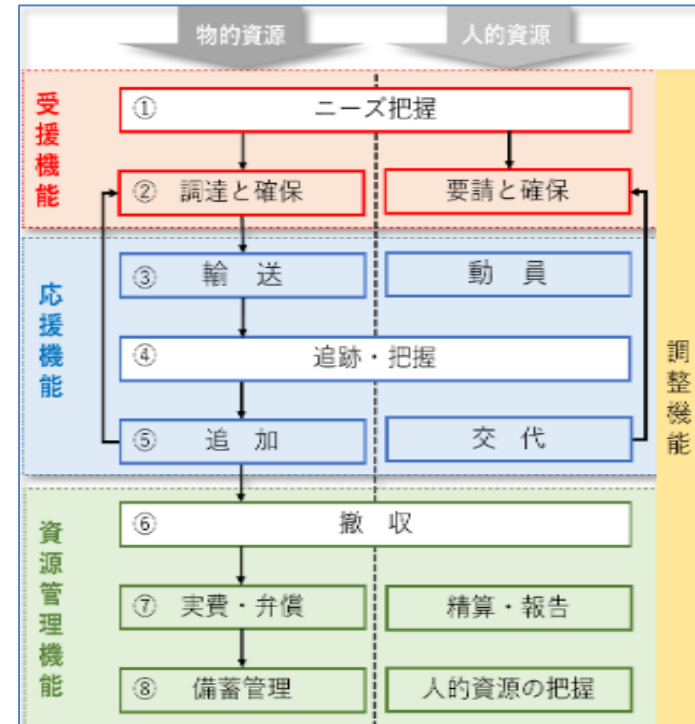
【業務例1】 応援職員が実施する避難所運営支援業務の具体業務

【業務例2】 応援職員が実施する住家被害認定調査業務の具体業務

【資源管理帳票(エクセル)】



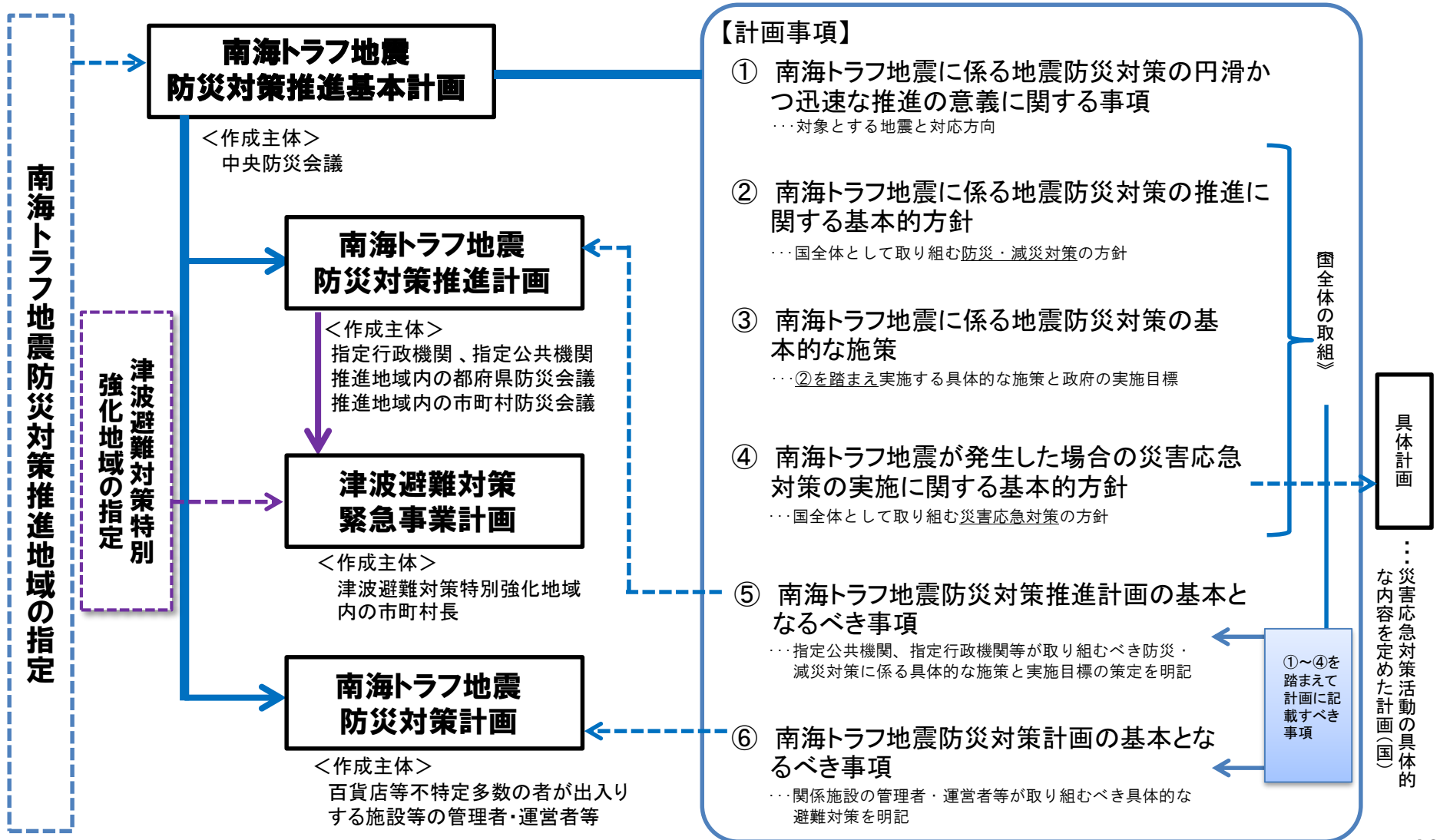
【人的・物的資源の流れ】



5. 南海トラフ地震防災対策 推進基本計画について

南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系について

- 南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合、中央防災会議は南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、各防災関係機関は、南海トラフ地震防災に係る各種計画を作成



南海トラフ地震防災対策推進基本計画について

これまでの経緯

H14.7 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

H16.3 東南海・南海地震防災対策推進基本計画 作成

H25.11 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 改正）

H26.3 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 作成（東南海・南海地震防災対策推進基本計画 廃止）

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- ・最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図る

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

- ・南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携し、計画的かつ速やかに防災対策を推進

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

- ・「基本的方針」を踏まえて、地震対策、津波対策等の施策を実施
- ・各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

- ・防災基本計画の災害応急対策に係る部分に加え、本章の対策を推進
- ・発災時は被害の全容把握を待たず行動を開始し、被害を最小化
- ・国と地公体が一体的な災害応急対策を実施するため、具体計画を作成

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

- ・「推進計画」に記載すべき事項

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

- ・「対策計画」に記載すべき事項

今後10年間で達成すべき減災目標

○想定される最大の死者数：
約33万2千人 から **概ね8割減少**

○想定される最大の建築物全壊棟数
約250万棟 から **概ね5割減少**

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

(1) 人的被害の軽減

- (例) ・津波避難施設(津波避難ビル等)の指定【28%(H23)⇒100%】
- ・防災行政無線(同報系)等の整備率【83%(H25)⇒100%】

(2) 物的被害の軽減

- (例) ・住宅の耐震化【79%(H20)⇒95%(H32)】
- ・ポリエチレン管等、耐震性の高い導管の導入率【80.6%(H24)⇒90%(H37)】

主な施策 ～ 地震対策

○ 住宅や災害時の拠点となる公共施設等の耐震化・不燃化

【目標】

- ・ 住宅の耐震化率平成27年90% (全国)、平成32年95% (全国)
(平成20年推計値約79% (全国))
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90% (全国)
(平成20年推計値約80% (全国))
- ・ 家具の固定率65% (全国) (※: 今後10年間で達成) (平成25年度40% (全国))
- ・ 公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了



○ 電気・ガスの自動遮断による出火防止

【目標】

- ・ 電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速。具体的な普及方策について平成26年度中にとりまとめ

○ 都市部における延焼被害の軽減

【目標】

- ・ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消割合を平成32年度までに100%に近づける
(平成23年度約4,000ha (推進地域の全市町村))

○ ライフライン・インフラ施設の耐震化

【目標】

- ・ 発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等
- ・ 水道の基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化

主な施策 ～ 津波対策

○ 海岸保全施設の整備、災害リスクに対応した土地利用等による津波に強い地域構造の構築

【目標】

- ・ 海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等の推進
- ・ 津波避難ビル等を指定している市町村の割合100% (付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する全国の市町村) (※)
(平成23年全国(岩手県、宮城県、福島県を除く)の沿岸市町村に対する指定市町村率28%)

○ 津波ハザードマップの作成、津波避難計画の策定による安全で確実な避難を確保

【目標】

- ・ 津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施する市町村の割合平成28年度100% (最大クラスの地震に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村)
(平成24年度策定率14% (最大クラスの地震に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村))
- ・ 避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を促進

○ 防災行政無線、SNS、ラジオ等を活用した情報伝達手段の多様化



【目標】

- ・ 防災行政無線(同報系)の整備率100% (推進地域の全市町村) (※) (平成25年3月83% (推進地域の全市町村))
- ・ 緊急速報メールの整備率100% (推進地域内の全市町村) (※) (平成26年2月87% (推進地域の全市町村))
- ・ J-ALERT自動起動機の整備率平成26年度100% (全国) (平成25年5月78.0% (全国))

主な施策 ～ 総合的な防災体制

○ 平常時からの防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進

【目標】

- ・ 防災研修の推進による地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上
- ・ 防災教育の推進による地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及
- ・ 津波避難訓練の実施のための国の助言・指導を行うことによる、津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合100%(推進地域の全沿岸市町村)(※)

○ 自主防災組織の充実、地区防災計画の活用等の企業、地域住民、地方公共団体による地域コミュニティの防災力の向上

【目標】

- ・ 自主防災組織による活動カバー率100%(推進地域内の全都府県)を目指す(※)

(平成25年4月1日現在79.5%(推進地域の全都府県))



11月5日は津波防災の日!



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え①

● 災害対応体制

- 救助・救急体制、医療体制の充実・対処能力の向上
- 道路啓開・航路啓開を円滑に実施するための仕組みの構築
- 民間物流事業者との協力体制、物資の調達・供給体制の構築
- 国民への備蓄の重要性の周知
- ライフライン・インフラの早期復旧に向けた要員確保、資機材の配備等の復旧体制の充実

【目標】

- ・ 緊急消防援助隊各部隊の増強、体制の強化
- ・ 警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等
- ・ より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動体制を整備
- ・ 災害対応型給油所等の設備導入促進



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え②

● 避難者・帰宅困難者への対応

- 避難所への避難者の低減、広域避難計画の策定
- 在宅避難者への支援
- 福祉避難所の指定等、要配慮者への支援体制の構築
- 帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅の抑制、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保

【目標】

- ・ 避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え③

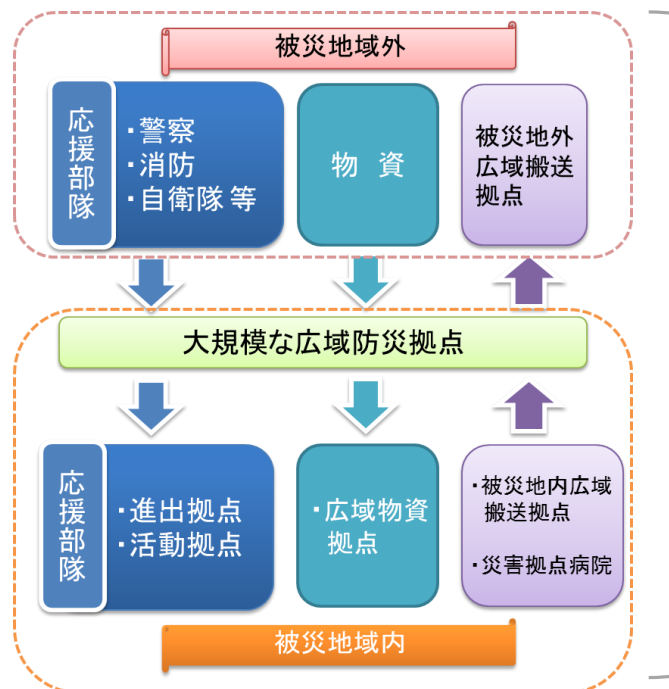
● 広域連携・支援体制の確立

- 防災関係機関による相互応援協定、民間企業との応援協定の締結
- 効果的な広域オペレーションの実施に必要な大規模な広域防災拠点等をあらかじめ明確化、全国的な応急活動体制を構築
- 防災関係機関における応急対策活動を標準化



(凡例) ● 大規模な広域防災拠点 ■ 広域防災拠点 → 支援ルート (被災地内) ↪ 支援ルート (被災地外→被災地内)

(出典) 東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議資料を改訂



具体計画に明記

主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え④

● 災害情報の収集・提供

- ヘリコプター画像やマスメディア等からの情報の組合せによる被災直後の情報収集体制の充実
- 報道機関やポータルサイト運営業者等との協力体制構築
- 発災時を想定した情報提供手段の機能検証



● 事業・業務継続性の確保

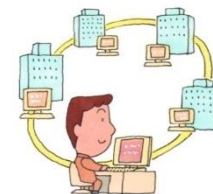
- 災害時における民間企業の重要事業、国、地方公共団体の優先業務の継続性の確保



【目標】

- ・ 事業継続計画を作成している企業の割合を大企業で100% (全国) に近づける。中堅企業の割合50% (全国) 以上(※) (平成23年度の日本の大企業で策定済み45.8% (全国)、策定中26.5% (全国)、中堅企業で策定済み20.8% (全国)、策定中14.9% (全国))
- ・ 業務継続計画の策定率100% (推進地域の全地方公共団体) (※)

(平成28年4月 都道府県100% (全国)、市町村42% (全国))



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え⑤

● 様々な地域的課題への対応

- 高層ビル、地下街、ターミナル駅等における施設の耐震化、火災対策、浸水対策の促進、避難誘導等の体制整備
- 原子力事業所、石油コンビナート地帯等の法令等に基づく安全確保
- 孤立可能性の高い集落における通信手段の確保、備蓄の促進等

【目標】

- ・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)平成30年度12部隊(全国)を編成
- ・ 消防防災ロボットの研究開発平成30年度完了



津波避難対策緊急事業について

- 津波避難対策特別強化地域内の市町村長が作成する平成26年度以降の年度を初年度とする概ね5か年の計画（津波避難対策緊急事業計画）に基づき実施される、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業

【事業内容】

- ① 津波からの避難場所及び避難経路の整備（津波避難タワー、高台へ通じる避難経路等）

⇒ 国庫負担割合2/3へ嵩上げ(通常1/2)

- ② 集団移転促進事業

⇒ 土地確保に資するための農地転用の許可要件の緩和(農地法の特例)

⇒ 土地利用基本計画の変更等に基づく協議、許認可等の処分についての円滑な実施のための配慮

- ③ 集団移転促進事業に関連して移転が必要な要配慮者の利用施設の整備（社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、病院等）

⇒ 集団移転促進法の特例

（要配慮者の利用施設の用地取得等に要する経費についても補助）

（国庫負担割合3/4）

⇒ 移転する公共施設等の除却に係る経費について地方債を充当(地方債の特例)

⇒ 必要な財政上及び金融上の配慮

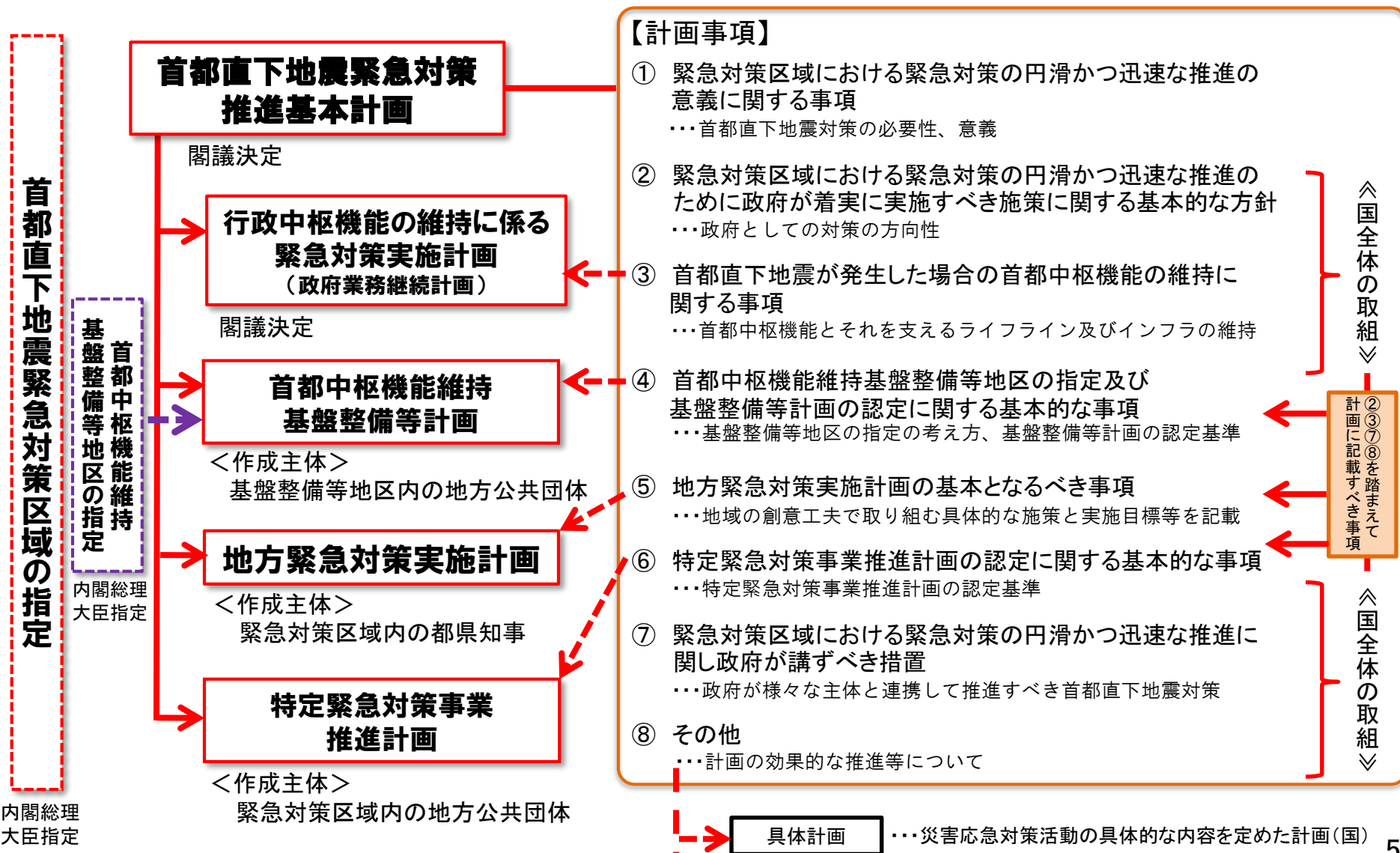
避難施設(例)



6. 首都直下地震緊急対策推進 基本計画について

首都直下地震緊急対策区域における地震防災の体系

- 首都直下地震緊急対策区域の指定があった場合、政府は首都直下地震緊急対策推進基本計画等を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画を作成



首都直下地震対策について

これまでの経緯

H17.9 首都直下地震対策大綱 [中央防災会議決定]

H18.4 首都直下地震の地震防災戦略 [中央防災会議決定]

↓ <東日本大震災発生(H23.3)>

H25.12 **首都直下地震対策特別措置法施行**、首都直下地震の被害想定と対策について [首都直下地震対策検討WG最終報告]

H26.3 **首都直下地震緊急対策推進基本計画** [閣議決定]、**政府業務継続計画(首都直下地震対策)** [閣議決定]

首都直下地震緊急対策区域の指定 [内閣総理大臣指定]

H27.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画の**変更(減災目標等の設定)** [閣議決定]

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

緊急対策の推進のための施策に関する基本的な方針

(1) 首都中枢機能の確保

- ・ 首都中枢機関の**業務継続体制の構築**
金融決済機能の継続性の確保、**企業本社等**
における事業継続への備え
- ・ 首都中枢機能を**支えるライフライン及びインフラの維持**

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

- ・ あらゆる対策の大前提としての**耐震化と火災対策**、
深刻な**道路交通麻痺対策**等、
膨大な数の**避難者・帰宅困難者**等

(3) 地方公共団体への支援等

- ・ 国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・ **社会のあらゆる構成員が連携**した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

(5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・ **外国人観光客の避難誘導対策**など安心して大会に参加・観戦できるように取組強化

今後10年間で達成すべき減災目標

○想定される最大の死者数:

約2万3千人 から **概ね半減***

○想定される最大の建築物全壊・焼失棟数

約61万棟 から **概ね半減***

※東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合の想定

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

(1) 首都中枢機能の継続性の確保

例) ・ **物資の備蓄**【100%(H28)】

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

例) ・ **住宅等の耐震化**【現状79%(H20)⇒95%(H32)】

・ **電気に起因する出火の防止**

【感震ブレーカー等設置率(木密地域)25%(H36年度)】

主な施策 ～首都中枢機能の確保①

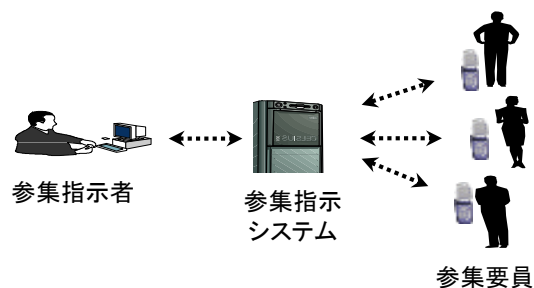
【首都中枢機能の維持のために実施すべき施策】

○ 行政中枢機能 - 非常時優先業務の実施に必要な 執行体制、執務環境の確保等

【目標】

- ・参集要員へ参集を指示するシステム及び安否確認システムの構築率平成28年100%
- ・参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資の備蓄率 平成28年100%
- ・その他、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報システムの確保
- ・業務継続計画については、平成27年度から評価を行い、必要に応じた継続的な見直し

➡ 詳細は、「**政府業務継続計画**」で定める



参集指示システムイメージ



主な施策 ～首都中枢機能の確保②

【首都中枢機能の維持のために実施すべき施策】

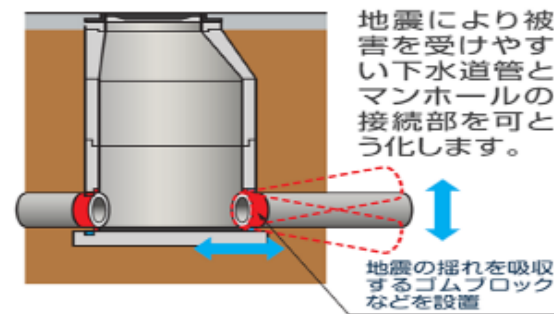
○ 経済中枢機能 - 金融決済機能の継続性確保、企業BCPの作成等

○ ライフラインや交通インフラ等の維持

- 耐震化、多重化、機能の早期回復

【目標】

- ・発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等
- ・ガス供給支障が生じないよう、低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等の高い耐震性を有する導管の割合 平成37年度90%(全国)
(平成25年末81.1%(全国))
- ・水道の基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化
- ・電話等通信機能を確保のため、通信回線について、被災リスクが低い「どう道」等に収容するとともに、多ルート化等
- ・ライフラインの早期復旧のための体制の充実
- ・緊急輸送道路の耐震化・多重化、道路啓開時の円滑な調整のための枠組等を構築



下水道施設の耐震化(東京都下水道局「東京都下水道事業経営計画2013」より)

主な施策 ～建築物等の耐震化

○あらゆる対策の大前提として、多数の者が利用する**建築物や
応急対策活動拠点**となる公共施設等の**耐震化**の強力な推進

○**ライフライン、交通インフラ**等の**耐震化**、発災時の速やかな**機能回復**

【目標】

- ・ 住宅の耐震化率平成32年95%（全国）（平成20年推計値約79%（全国））
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 平成32年95%（全国）（平成20年推計値約80%（全国））
- ・ 家具の固定率65%（全国）（平成25年度40%（全国））
- ・ 公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了
（小中学校：平成26年92.5%（全国）、97.2%（埼玉県）、87.8%（千葉県）、99.3%（東京都）、98.4%（神奈川県））



住宅の耐震化
(藤枝市HPより)



学校の耐震化(世田谷区HPより)



家具の耐震化
(内閣府内)

主な施策 ～火災対策

○感震ブレーカー等の設置による電力を速やかに停止する措置の推進など**出火防止対策**の実施



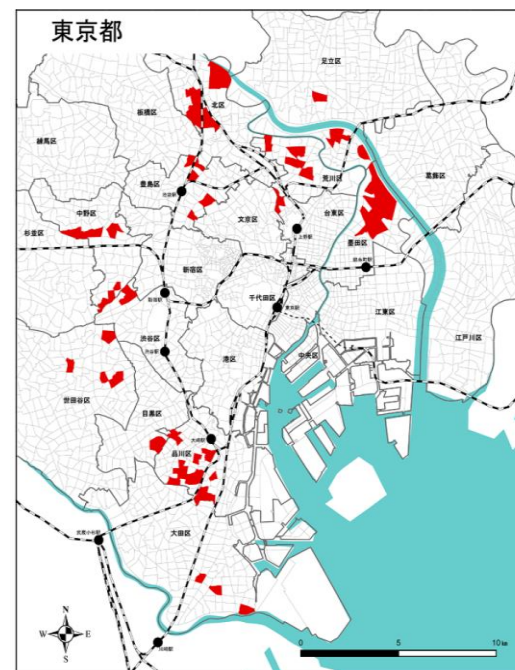
<感震ブレーカーのイメージ図>

○**初期消火成功**のため、地域防災力向上、防火設備確保

○**延焼防止**のための都市づくり(木造住宅密集市街地の解消等)

【目標】

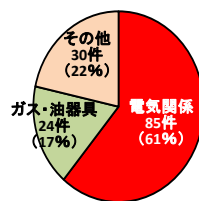
- ・延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレーカー等の普及率25% (緊急対策区域)
- ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消割合を平成32年度までに100%に近づける
(平成23年度約2,500ha(緊急対策区域))



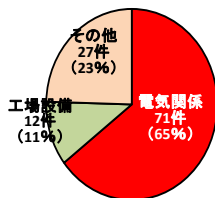
■ 地震時等に著しく危険な密集市街地

○大規模地震時における火災の発生状況

大規模地震時に発生した火災の過半数が電気に起因する火災*



〈阪神・淡路大震災〉
139件の火災のうち、
電気火災は85件
(約6割)

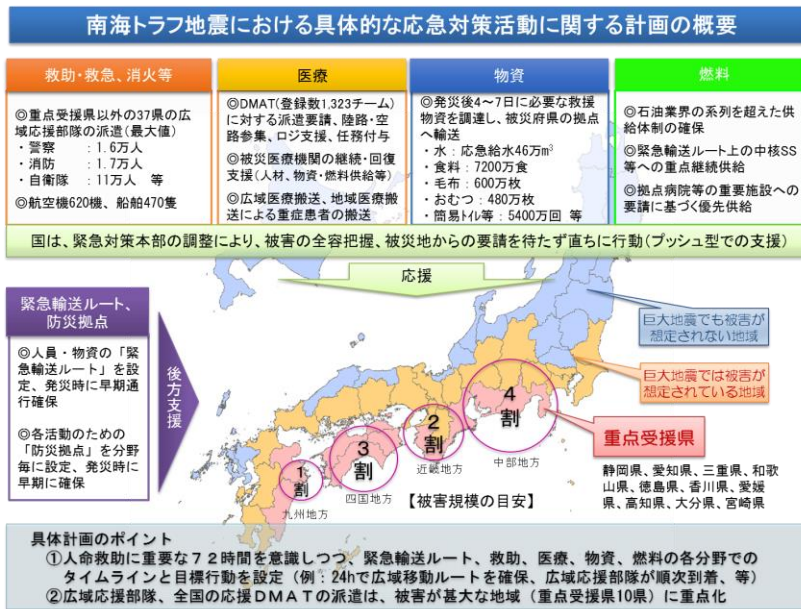


〈東日本大震災〉
110件の火災のうち、
電気火災は71件
(約6割強)

※ 出火原因が確認されたもの

主な施策 ～一人でも多くの命を救うための災害応急体制の整備①

○各機関が実施すべき応急対策活動や防災拠点等を定める「**具体計画**」を作成し、体制を構築



「具体計画」のイメージ

(南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画)

○たゆまぬ**訓練の実施**など体制の整備



○地方公共団体間の相互応援協定の締結促進など**広域的な** **応援体制の充実・強化**

【目標】

- ・緊急消防援助隊の平成30年度6,000隊への増強(統合起動部隊及び通信支援隊の新設、後方支援隊の増隊等)(平成26年1月1日現在4,600隊)
- ・緊急消防援助隊に配備可能な消防防災ロボット平成30年度開発完了
- ・特別高度救助隊等の整備や車両・敷材の配備を進めることによる救助体制の充実
- ・警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等
- ・TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築



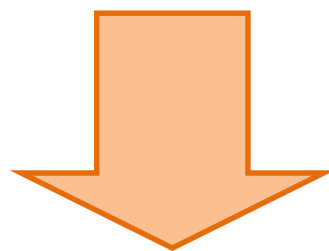
東日本大震災における緊急消防援助隊の活動事例
(内閣府HPより)



ロボットの開発事例
(総務省消防庁HPより)

主な施策 ～ 道路啓開と道路交通渋滞対策

発災時には、深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じるおそれ



- 最適な道路啓開のための優先順位付け、調整の仕組み構築
- 一般車両の規制・誘導や放置車両の円滑な処理

主な施策 ～ 膨大な数の被災者・避難者・帰宅困難者等への対応

- 救命・救助、災害時医療体制の強化
- ホームページやSNS等の活用を含めた的確な情報提供
- 膨大な数の避難者等へ対応するための避難所の環境整備、
自宅避難者の生活環境確保、広域避難の枠組み構築
- 一斉帰宅の抑制、一時収容促進、民間施設を主体とした
一時滞在施設の確保など帰宅困難者対策の実施

【目標】

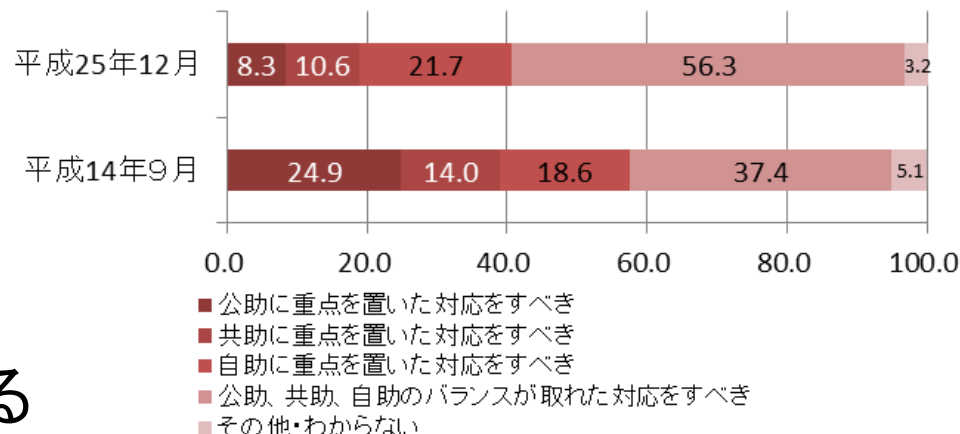
・避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施



主な施策 ～ 社会のあらゆる構成員が連携した自助・共助・公助による備え

＜公助、共助、自助のバランスを重視する回答が増加＞

○住民は**初期消火、車両の利用自粛、備蓄（最低3日間、推奨1週間）**などに努める



○企業等は**BCPの作成、地域防災力への貢献**に努める

資料：防災に関する世論調査（H26.2 内閣府）

【目標】

- ・自主防災組織による活動カバー率を100%（1都3県）に近づける（平成26年4月1日現在75.8%（1都3県））
- ・事業継続計画を策定している企業の割合を大企業の割合を100%（全国）に近づける。また、中堅企業の割合50%（全国）以上（平成23年度の日本の大企業で策定済み45.8%（全国）、策定中26.5%（全国）、中堅企業で策定済み20.8%（全国）、策定中14.9%（全国））

主な施策 ～ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

○使用施設等の耐震対策、**外国人観光客等の避難誘導**の取組促進

【目標】

- ・避難場所等に係る標準化したピクトグラムの整備に向けた取組を進める

7. 政府業務継続計画(首都直下地震対策)について

政府業務継続計画（首都直下地震対策）の概要

○位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として作成

○構成

第1章 総則 ⇒ 本計画の基本的な事項

第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

(1) 首都直下地震発生時における対応

⇒ 発災後における政府の初動体制の確立、非常時優先業務の実施等

(2) 政府の業務継続への備え

⇒ 政府の業務継続のための事前の準備

第3章 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

⇒ 代替拠点の取扱い

第1章 総則

○目的

- 本計画は、首都直下地震発生時における
 - 政府として業務を円滑に継続するための対応方針、
 - これに必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、
 - ① **首都中枢機能を維持し、**
 - ② **国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化**することを目的とする。



○各省庁の業務継続計画との関係

- 中央省庁は、本計画に基づき、業務継続計画を作成

○被害想定

- **首都直下地震対策検討WG**が想定する震度分布や被害様相を念頭に、
より過酷な被害様相を想定

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、**1週間継続**
- ② 下水道の利用支障は、**1か月継続**
- ③ 地下鉄の運行停止は、**1週間継続**。JR及び私鉄の運行停止は、**1か月継続**
- ④ 主要道路の啓開には、**1週間を要する**。

なお、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となることも想定

第2章（1） 首都直下地震発生時における対応①



< 首都直下地震発生 >

迅速な初動体制の確立

- 各閣僚、中央省庁の幹部等は、速やかに参集
- 初動体制を迅速に確立し、情報の収集・分析等を実施

対処基本方針の策定

- 災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を策定

非常時優先業務の実施

- 政府必須機能に該当する非常時優先業務を実施

情報の発信

- 国内外に向け、的確に情報発信

第2章（1） 首都直下地震発生時における対応②

【政府必須機能と非常時優先業務】

政府必須機能	発災直後～概ね3日目	概ね3日目～1週間
①内閣機能	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報の収集・分析、重要政策の方針決定、総合調整等を実施 ▶ 国内外に向け、情報を的確に発信 	
②被災地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者の生命・身体の安全確保を最優先 <ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急、医療、消火活動、○緊急輸送活動、○避難者や帰宅困難者等の安全確保、○避難所への物資の供給確保 等 ▶ 被災地域の混乱の回避 <ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容、○社会秩序維持、○ライフライン施設の応急復旧 等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者の生活再建支援 <ul style="list-style-type: none"> ○広域避難の支援、○応急仮設住宅の建設支援 ▶ 被災地域の秩序の回復 <ul style="list-style-type: none"> ○被災地域全体の物資の供給確保、○保健衛生・防疫・遺体の埋火葬、○廃棄物処理、○教育機会の確保
③金融・経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融システムへの信頼を喪失しないよう、金融機能の安定を確保 <ul style="list-style-type: none"> ○金融決済の確保、○証券市場等の公正な取引の確保、○外為相場の安定 ▶ 被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格高騰等の異常な事態に対処 <ul style="list-style-type: none"> ○買占め防止等による物価の安定、○電力供給の増強の要請、○重要物資の増産等の要請、○サプライチェーンの復旧支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞の広域・長期化を回避する代替措置を支援 <ul style="list-style-type: none"> ○サプライチェーンの再構築の支援、○停滞している物流、商流の再編支援
④国民の生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地域に災害対応要員が派遣される中で、被災地域外での業務体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスを維持 <ul style="list-style-type: none"> ○消防・救急体制の確保、○医療体制の確保、○気象予報、警報、○情報通信、放送の維持 等 	
⑤防衛、安全、秩序維持	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 秩序混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安悪化等のおそれがある中、我が国の安全保障の確保、国民の生命・身体・財産の保護 <ul style="list-style-type: none"> ○防衛・警備、○暴動等鎮圧・テロ防止、○犯罪捜査・逮捕・留置、○出入国管理 等 	
⑥外交処理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平常時にも増して外国政府等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持、在外邦人の権利等を保護 <ul style="list-style-type: none"> ○外交政策の実施、○外国政府等との交渉・協力、○在外邦人の生命・身体等の保護、○旅券発給、査証 等 	



【概ね1週間以降】引き続き被災地の災害応急対策を実施。また、業務体制を回復させながら、通常業務を実施

(注)主に被災地域を対象とする業務については、②に記載している。

第2章（2） 政府の業務継続への備え

非常時優先業務

- 本計画の非常時優先業務等を各省庁の業務継続計画に定める。
- 厳しめの基準に基づく参集可能要員を踏まえ、非常時優先業務を精査

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制を目指す。

執行体制

➤ 社会全体の業務継続体制の構築

- 内閣府及び内閣官房を中心に政府全体の連携体制を構築
- 各省庁は、地方公共団体、関係機関、民間事業者等との連携体制を構築

➤ 参集要員の確保等

- 中央省庁の庁舎に参集できる職員数を調査
- 交代要員等を勘案し、参集要員を確保

➤ 緊急的な権限委任の措置

➤ 職務代行者の選任



執務環境

➤ 庁舎の耐震安全化等

➤ 電力の確保

- 非常用発電設備を設置し、燃料を1週間程度確保

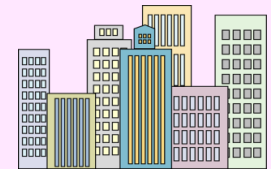
➤ 通信・情報システムのバックアップの確保

➤ 物資の備蓄

- 食料、飲料水、簡易トイレ等を参集要員の1週間分、参集要員以外の3日分程度の備蓄

➤ 代替庁舎の確保

- 庁舎が使用不能となる場合を想定し、代替庁舎を確保



教育・訓練、評価及び計画の見直し（PDCA）

第3章 代替拠点

1. 代替拠点への移転

- 総理大臣官邸が使用できない場合、①内閣府(中央合同庁舎第8号館)、②防衛省、③立川広域防災基地の順序に従い移転し、体制を整備(官邸機能が回復した場合には、速やかに官邸に戻る。)



(立川広域防災基地)

2. 各省庁の代替庁舎への移転

- 各省庁は、庁舎の使用が困難な場合、代替拠点に移転した場合等に、代替庁舎に移転

3. 今後の検討課題

- 更に過酷事象における東京圏外の政府の代替拠点の在り方等を検討

8. その他の取組について

「災害情報ハブ」の取組について

国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム設置の背景

設置背景

- 平成28年熊本地震に係る「初動対応検証レポート」や「応急対策・生活支援策検討WG」等において、被災市町村の状況や避難者の動向、物資の状況等の把握が困難であったことが指摘されており、ICTの活用等により、これら課題の解決に向けた取り組みが必要。
- 経団連「大規模災害への対応における官民連携の強化に向けて」において、ICTの積極的な利活用とともに、災害時に必要な情報に関する官民の相互連携等が提言。

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書抜粋）

【実施すべき取組】

事前に各種の情報について取扱いや共有・利活用に係るルールを定めるなど、関係機関間における「災害情報ハブ」に関する仕組みづくりを行うことが必要。このため、民間企業・団体、地方公共団体、関係省庁等の多様な関係機関の連携を強化し、速やかに所要の検討を行う。

- 国と地方公共団体、民間企業等において、それぞれが所有する情報に関し、災害時の共有、利活用に関する仕組みである「災害情報ハブ」について検討すべきである。
- 「災害情報ハブ」の推進に当たっては、情報の共有により可能となる災害対応の新たな支援手法についてアイデアの発掘、実用化に努めるべきである。

「大規模災害への対応における官民連携の強化に向けて」（提言抜粋）【経団連】

【取り組むべき事項】

（企業・経済界）

- 災害時に政府が必要とする経済界の保有する情報を、可能な限り情報開示。官民の情報の相互連携。

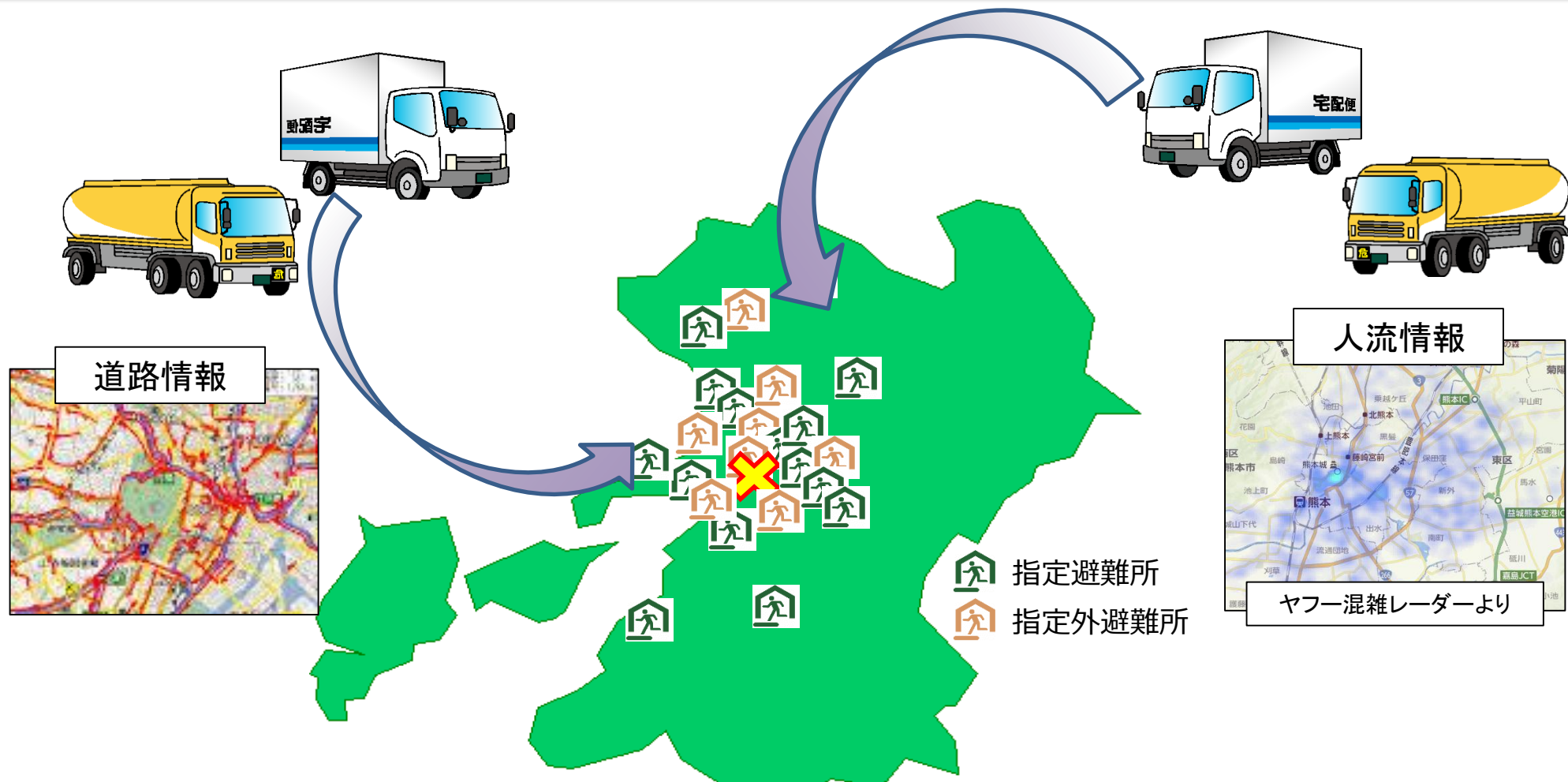
（国・自治体）

- 災害情報の収集、加工・発信を行うための人員配置、研修、育成の促進

（官民連携）

- システム同士のスムーズな情報連携に向け、システムに必要な災害情報項目や入出力手順の標準化

「災害情報ハブ」を通じて効率化された災害対応のイメージ（物資輸送）



災害情報ハブを通じて、インフラの被害状況等が関係者と共有されるルール・枠組みを整理

- 物資輸送を担う官・民に、通行可能な道路、開設している避難所及び避難者数などの必要な情報が円滑に流通することにより、効率的な物資の調達・輸送が可能に。

国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム構成員

○座長
内閣府副大臣（防災担当）

※中央防災会議 防災対策実行会議 災害対策標準化推進WGに設置

（平成29年7月31日現在、敬称略、五十音順）

○委員

（業界団体・関係機関等）

栗飯原 勝胤 日本防災産業会議情報分科会長
阿佐美 弘恭 株式会社NTTドコモ代表取締役副社長
天野 肇 特定非営利法人ITS Japan専務理事
岩崎 一雄 一般社団法人日本経済団体連合会

政治・社会本部長

荻原 正吾 公益社団法人全日本トラック協会常務理事
甲斐 隆嗣 株式会社日立製作所社会イノベーション
事業推進本部新事業推進本部担当本部長

高田 直人 全日本空輸株式会社取締役専務執行役員
高橋 丈晴 イオン株式会社執行役管理担当兼

リスクマネジメント管掌

多田 進一 一般社団法人日本ガス協会常務理事
玉木 良知 日本貨物鉄道株式会社取締役兼執行役員

経営統括本部長・総務部長

橋爪 尚泰 日本放送協会災害・気象センター センター長
村瀬 毅 日本通運株式会社 業務部長

村林 聡 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
代表取締役社長

八代 浩久 電気事業連合会理事・事務局長
吉村 宇一郎 石油連盟常務理事

（地方公共団体）

鈴木 英敬 三重県知事
立谷 秀清 相馬市長
西村 博則 益城町長

（大学・研究機関関係者）

臼田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所
総合防災情報センター長

柴崎 亮介 東京大学空間情報科学研究センター・
生産技術研究所教授

田村 圭子 新潟大学危機管理室教授
林 春男 京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授
国立研究開発法人防災科学技術研究所理事長

（オブザーバー）

一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本建設業連合会

（関係省庁）

内閣官房（副長官補（事態対処・危機管理担当）付、IT総合戦略室、国土強靱化推進室）、内閣府（科学技術イノベーション、共生社会、防災）、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、防衛省

開催日と今後の予定

平成29年4月10日 第1回推進チーム

平成29年10月頃 第3回推進チーム

平成29年7月31日 第2回推進チーム

平成30年2月頃 第4回推進チーム

今後の方向性

第2回推進チームにおいて、座長(副大臣)より示された中間整理案が委員に承諾され、今後、以下の方向性で進めることとなった。

1. 基本3原則

- ①国、地方公共団体、民間企業等が一体となり、オールジャパンの体制で取り組むこととし、まず国ができることから率先して取り組むこと
- ②進展目覚ましい情報通信技術を積極的に活用し、防災先進国として世界をリードする取組とすること
- ③各省庁の知見、組織、予算を総動員し、課題解決に資する実効性のある成果を創出すること

2. 「災害情報ハブ」の在り方

(1) 検討の視点

- ①地方公共団体における防災情報システムとの連携、各種計画等の実効性確保に資するよう留意
- ②官民協力の下、実証実験等に積極的に取り組む
- ③SIP4DやG空間情報センター等の既存の知見・取組の活用

(2) 検討の方向性(重点テーマ)

- ①被災者の避難動向：ビッグデータ(携帯電話位置情報等)を活用して動向を把握する手法の検討
- ②指定避難所・物資集積拠点等：施設等に係る情報の事前整理、災害発生時の避難状況等の把握
- ③電気・ガス・水道等のライフライン：ワンストップでの状況把握
- ④道路、鉄道、空港、港湾等の主要施設：被害状況、通行可能実績、運行・運航状況等の情報共有
- ⑤物資調達・輸送：避難所までの物資輸送状況の「見える化」

(3) 当面の成果目標(今年度目途まで)

- ①情報項目ごとに、提供主体・範囲・期間・形式等を整理・カタログ化
- ②関係機関間における共有のためのルール・枠組みの構築

(4) 実効性の確保のための新たな取組

- ①発災時における地方公共団体の負担軽減の観点から、「災害情報ハブ」に精通した官民で構成するチームにより、効果的かつ効率的な災害対応を可能とする体制を構築
- ②平時より訓練等を通じた習熟を図る

(5) 検討のプロセス(作業部会にて)

- ①各主体におけるニーズを踏まえ、情報項目整理
- ②項目ごとに現状整理、短期・中長期的な目標を設定し、課題抽出
- ③課題解決のための取組を整理、各省庁において所要の予算要求等

3. 広報・報道の在り方/ わかりやすい情報提供

まずは関係機関間における情報共有及び災害対応への活用について検討

→整理された情報について、住民へのわかりやすい情報提供の観点から広報・報道の在り方について必要な検討を行う

4. 着実な実装化及び 最新技術の活用検討

- ①情報共有のためのルールについて、可能なものから実装していくために、平成30年度概算要求へ所要の措置を図る
- ②今後、実用化が見込まれる最新技術の防災分野への積極的な利活用により、産業活性化や地域課題解決等の平時利用を含めた実証等を検討

作業部会の区分け

①平時からの備え(災害想定等)

災害想定に加え、指定避難所や物資集積拠点、備蓄物資などの情報の整理、公表方法などについて検討

【関係省庁】

内閣府(防災)、総務省(消防庁)、国土交通省

②平時からの備え(多言語対応)

避難に関する情報に加え、風水害に関する被害情報の多言語辞書作成に向けた検討

【関係省庁】

内閣府(防災、共生社会)、総務省、国土交通省(観光庁、気象庁)

③被災状況把握(被災状況等)

各種ライフラインや交通機関などの被災状況の把握、被災者の動向把握など、応急・復旧対応を行う為に必要となる情報の整理、公表方法などについて検討

【関係省庁】

内閣府(防災)、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

※③については、検討テーマが多岐に渡るため、所管省庁を基本にさらに検討単位を細分化

④情報提供のありかた検討

①から③において、公表・共有されることとなった情報を要求主体や国民への伝達手法などについて検討

特に情報提供により混乱を来さないか、被災自治体の作業負担の増加とならないかについて配慮する

※未設置 秋以降設置予定

今年度の情報整理のイメージ

情報内容	提供期間	提供範囲	保有者	情報の在り処	交換手法	データの形式	サンプルデータ
A	常時	制限なし	A協会	URL など	通信 手順 など	テキスト orバイナ リ、デー タフォー マットな ど	システム 構築に必 要となる サンプル データを 公開
B	発災後1 か月間	指定公共 機関まで	B社				
C	発災後1 か月間	被災自治 体まで	C事業団				
D	発災後2 か月間	中央省庁 限り	D法人				

主なカタログ記載事項として、

提供期間:いつからいつまで、若しくは常時

提供範囲:①中央省庁限り、②被災自治体(地方公共団体)まで、③指定公共機関まで、④制限なし

在り処:情報保管サーバーのURLなど

交換手法:ニーズ側がgetするのか、保有側にputされるのかなど

データ形式:データフォーマットは必ず公開、併せてサンプルデータも公開。

(事前のシステム構築を可能とする)

今年度の成果として、データ提供について調整の出来たものをカタログ化、公表する

「防災経済コンソーシアム」について

「防災経済コンソーシアム」 (仮称) のイメージ

・(一社)日本経済団体連合会 ・(公財)経済同友会

・日本商工会議所 ・全国商工会連合会 ・全国中小企業団体中央会

・(一社)全国
信用金庫協会

・(一社)全国
銀行協会

・(一社)全国
信用組合中央
協会

**各団体が把握している事例や課題等を共有し、
事業者の災害に対する事前の備えを
効果的かつ継続的に促していくための、
枠組みとして機能**

【共有する事項の例】

- ・各業界が把握している優良事例・失敗事例
- ・取組上の課題
- ・業界における最新の取組

・(一社)日本
損害保険代理
業協会

・(一社)日本
損害保険協会

・(一社)日本
保険仲立人協
会

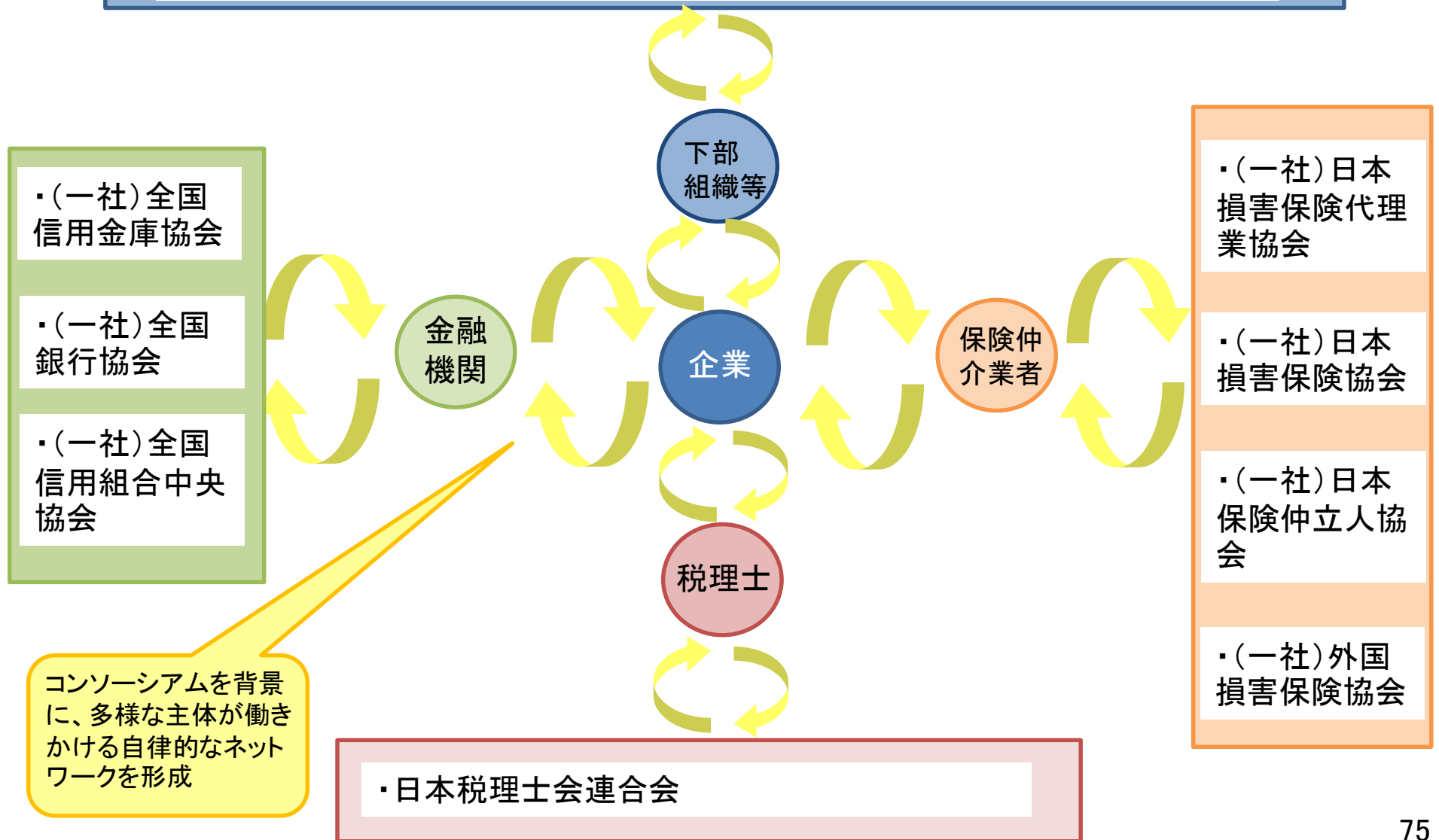
・(一社)外国
損害保険協会

・日本税理士会連合会

「防災経済コンソーシアム（仮称）」を通じた取組イメージ

・(一社)日本経済団体連合会 ・(公財)経済同友会

・日本商工会議所 ・全国商工会連合会 ・全国中小企業団体中央会



防災経済コンソーシアム（仮称）設立準備会について

- 「激甚化する大規模災害に係るリスクファイナンス検討会」も踏まえ、事業者の災害リスクマネジメント向上の取組を効果的かつ継続的に促すための枠組みとして、「防災経済コンソーシアム」（仮称）の設立を目指す。
- 当該コンソーシアムの設立に向け、当該コンソーシアムの活動指針となる「防災経済行動原則」（仮称）や、当該コンソーシアムの設立・運営に必要な事項（規約や活動内容等）を検討する。

【委員】

石澤 義文	全国商工会連合会会長
大村 功作	全国中小企業団体中央会会長
金子 智明	一般社団法人日本損害保険代理業協会会長
神津 信一	日本税理会連合会会長
小林 喜光	公益社団法人経済同友会代表幹事
榊原 定征	一般社団法人日本経済団体連合会会長
佐藤 浩二	一般社団法人全国信用金庫協会会長
原 典之	一般社団法人日本損害保険協会会長
平賀 暁	一般社団法人日本保険仲立人協会理事長
平野 信行	一般社団法人全国銀行協会会長
三村 明夫	日本商工会議所会頭
Robert L.Noddin (Robert L.Noddin)	一般社団法人外国損害保険協会会長
渡邊 武	一般社団法人全国信用組合中央協会会長 (平成29年7月31日現在 敬称略 50音順)

【事務局】

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官 (防災計画担当)

【検討スケジュール（予定）】

- ・ 第1回
9月22日（金）16時～18時
- ・ 第2回
11月29日（水）16時～18時
- ・ 第3回
12月22日（金）16時～18時
- ・ 第4回
2月23日（金）16時～18時
- ・ 第5回（予備）
3月23日（金）



- ・ 「防災経済コンソーシアム」設立総会
3月23日（金）16時～18時